雅閒録

二

昭和二年二月下浣起業

特別
14
1919
391

176656

雅頌録

昭和二年二月下浣起筆

○北海紙の説を記したる者前代の記録に散ず、偶々岩國の友人一書を携へ来りて、展べて見れば岩國藩の時代の和紙製造の沿革話さる、故に無きこゝろもつきしめたる物なり、岩國に於ける日國川流域の紙業の址を錦帯橋北堤東側に存し、由来遠しといふ、米沢平兵衛旅館を営み客舎を

第百三十七圖 觀世音菩薩木像（宋時代）

第百八十五圖 彩畫缸（漢時代）

38- 9177

我岩国諸以製紙名高四方、輸出頗多、討其所淵源則好問隨筆曰、慶長之頃、藩府使玖珂村里正清左衛門錦見町商米屋助右衛門、買楮苗於石州、始植之坂上（今藤谷村）前村新拓地及畑之畦畔清左管之後衛繁殖、從製紙業起、如山代焉、

山代風土記曰、中内通治、姓越智稱右馬允伊豫人河野通信輔（四之裔）者王磨之後也、春王為高縄城主、後家衰裔孫移安藝国山縣郡中内村因氏焉、至通治移本国玖珂郡山代波野村事農焉、是時村吏正木修理、驕侈犯上虐下、收歛不問民疾苦、民大苦焉、通治憂之、謀殺之、除民害、民大

喜焉、通治憂民衣食不給、共戮力拓草萊、又欲倣
故土藝民製紙制民產、使足仰事俯畜、使子與左
衛門赴故土習製紙、敏後、父子跋涉山河、求楮苗
不能得焉、通治父子不屈而銳意求之、遂得之、同
郡根笠村（今桑根村大字）綴掛（或云在南桑村、按地勢是說似是）
大悅、始移植波野村櫻畑、逐年繁殖焉、然猶爲不
足、廣求猪苗於四方、竭力栽培焉、自是製紙起、民
得利頗多、遂及山代各村、後山代縣令平川清兵
衛稟宗藩府買之、設定精粗法、闡於四方、占見地
物產之首位、又從猪皮多寡、定製紙額法、成焉、以
紙充田租、上下交利焉、通治死、民懷其德、建祠祭
之、稱萬寮祖神社、至今每年不絕祀焉、即楮祖神

社是也、愚按、通治以名葉遺孽、移僻邑、事殖產、蓋
其志虽在恢復先業、知勢不可成、轉志於拓地殖產、
民受其賜、捨虛采採、實利又有大遇於人者也、就
矣、不辭而明矣、惜或其生死年月、不能得知焉、蓋
永祿元亀間之人耶、旧藩製紙蓋倣山代、亦通治
之遺澤也、

初製紙之起也、敷賣民藩府不敢關焉、寛永二
三年之際、大坂南紀四国筑紫之紙商、綜來阪上及
河内（今分南北）諸村買紙、淹留日久、事遊宴、攫山溪河民
倣之、不事農耕、田圃日荒蕪焉、且苛謫罔利、來紛擾、
村吏憂之、建議藩府、請倣山代、置紙座、製紙尽擔旋
藩府、求價沽之、增歲入額、民亦以製紙代田租、而上

下文取利焉、藩府使山縣五左衛門、詣宗藩府執政
倪玉淡路及山代縣令、以榷紙利害、又商歲不明寛
歲次癸酉正保二年次乙酉 永十年
就為惠期恐寛永十年 商不知九月遣吉川下之
助家臣好富市右、大山村吏深右、巡視指川村今作美川
中曽根及熊毛郡大河内村窠楮樹蓋察栽培法耶十月六
日晚、經小周防村及推木峠而歸焉藩府虽許村吏
之請、當是時幕府禁諸侯與民爭利、是以避嫌不許
置紙署、紙座而每一九每紙種異別表課金八錢弐俗為匁金價亦隨
榷方今果價就定比方今金
時而異自古至今無定故
價則如無大差寛永年間未
之十四匁五分今未一石
八弐九者方今
以此・・・所謂・・・法幕焉
思按前所述、山縣好富二氏之所遣、在是後、就実

地見聞、從但定榷紙法、見取紙法起焉、見取蓋田
有定租、出歲收穫、則從民請檢其收穫而減租
之謂也、紙亦以製法精粗定價如此故有是称耶、
岩邑年代記曰寛永十七年十月就御莊村縣令二
宮九郎右衛舍、始檢製紙焉之見取之始焉、隨筆又
曰、翌十八年、始輸紙二百九於大阪、詳代記試販賣、
然製法粗、且紙名未著、故價廉而二年間所得不償
所失矣、又是時大阪無倉郎藏屋故借大阪市人倉
庫藏之、求善價沽諸、而輸出販賣、畢而奈之錦見町
岩町商人云、初試販賣時、同町商山代屋九右衛門
為之頗尽力幹旋焉、後經年製法漸精、其效漸增、得
利亦多、是以始建紙庫於多田村本莊社傍、置吏員

以森昭孫右衛門為長、（拓頭人統拾製紙之事為）亜之有柳役為
審査紙製精粗之長、審査吏有二、謂上見取（畏様上見）下
見取（畏様上見）以農商精製紙者充之、常出紙庫、俸
給頗豐、商比之大年寄（商人之長）農比之里正、優待焉、下
見、各製紙村置之、監督製紙法、且審査紙定品位、致
之紙庫、上見再檢査焉、而上見檢査場分為二局、蓋
上見員不偏不黨、執公平、慮有失二分之也、故下見
及製紙人初致仁局、々々検之定品位、復致口局、々
々所評、與仁局不合、或上見所評、与下見不合、嫌不
決、則柳役判之、上見再検査者、而最重、故至十二三
歳請當府、出検査場、習検査法、凡三年、是間不給俸
焉、又有筆者、掌簿記出納、廣頭人、卜賣方、慮士人需

紙、其額每月徒禄多少、班高下、增減之、（買紙々庫士人之外）
（不許之）此職率筆者兼之、有藏書寄衛庫、有横目、常巡
製紙者所居村里視察之、此検査法、及吏員、皆山縣
五左所定、而後世因襲而不改、人皆服五左計画得
宜云、吏員俸給、頭人柳役、日給米一升、餘七合五勺、
給製紙者、每楮苧一斤、量以米一苞（入四斗五升）謂之柳
米、又貸金充精買費、以賞奨金償之、其賞従紙品高
下增減焉、殆成者謂初見取、給紙價百分之五十五、
（初見取每年十月五六日）歳末内（十二月晦日）成者謂年内給百分之
五十、翌年二月晦日内、謂冬紙、給額亦同、春紙（四月晦日）
以百分之三十七、夏紙（五月二十九、又夏之紙定量
減、則課罰金、（即年紙每人分皆田毛奴紙子每十帖為毛奴）

製紙既為藩府所擅、得利漸多、豐島宗起（称美左工門自
寛永十三年至慶安三年十五年間執政為執政、称職役統治村内者）以謂製
紙之利助国用大、然庫有餘財則冗費冗官從生
焉、且楮有采拾、紙製由是新輕、擅益從之生、是以
為歲入一部、定歲出有益則已、無益則無他侯之、
冗費冗官、因襲為例不可遽減、而不可如何焉、故
且以自古歲入為準定歲出、庫不可有餘財、夫奢
侈生於有餘財、遂国用告不足、收歛苛苦從起焉、
如紙益金、則且不為歲入、而納内庫（佛納戸銀）備不虞
矣、洋性公納之納内庫（好向隨筆）後世歲出漸增
剋紙益金幾都充歲入焉、後歲入虽減、幣不可減
冗官、減冗費、且楮采拾、製紙歛從之增減、價

十二行

額以年変焉、於是使吏採楮皮輸出、吏
員從加、所得僅侯所失、而無餘財、某如宗起之言
矣（幕累侯）愚謂、天保年間小田原藩老農二宮尊德、
定補諸侯国用不足之法、計自古収額執中、餘贏
尽納庫、不消費而備不虞、如宗起之言、所謂先聖
後聖其揆一者耶、
後直輸大阪、則幣害亦生焉、於是延大阪商人而販
賣、然冬季虽能賣而得利、至翌春賣客減而價低落
遂至成定價販賣焉、且紙沈滞難得善價、是以復輸
大阪焉、正保四年、大阪商人始以銀百貫錢（是時米價九四
石当銀百弐匁一石二十五弐匁則百貫弐為三万四、元方今米價一石為七
四五十弐）約買紙、自寛文十年至同十二年三年間、荻市商

拓阪屋之部兵衛、請以銀貳百貫欽、是時天一石價此數方今四百豫約買紙二千九許之、其他西京大阪南人請豫約者多、而賣豫約者、始於歲末、終於翌年夏云、後罷豫約、寛文十三年冬、就大阪塩屋宗貞店、復始販賣焉、（設大阪舊邸、紙屋、紙商侵販賣、之借南人名、旧慣宗借常貞名、故作文所載如此）

蓋按製紙販賣、初直騎大阪、後延南人販之、買者設辭而不買、以待減價、故益少損多、是以豫約法起焉、然利益為賣家所壟斷、虽有美價、不能沽焉、於是復直騎邪、三戸良爾曰、富販紙、則自古豫定騎送之期、先期二三月、使紙商定價、紙至則販價金者為法、夫賣買穢物品而定

價、可謂奇矣、蓋襲豫約法、且令競善價者耶、又紙品高下、与豫弔者、見不違、誇童信焉、故商人信之、安而定價者也、并京権助曰、亨保之頃、製紙額、毎年亦行豫約法焉、箭俟略曰、亨保紙壁帛、此價二千百貫銭、余方今一萬五千九、保黒保紙帛、此價二千百貫銭、余方今四十七万二千五百四、去貫六百八拾貫弐十五万所益千四百貫弐三十一万九千千五百四下至寛政九五千九、比前減三分二、此價亦保黒保紙、八百五十貫弐九二千七、比前減十分之七、去貫五百六十貫弐十二万六千四、益金二百七十四万、去貫七百四十四所益千四、比前減十分之四、十分之六、謂亨保距寛政七十三年、而所減如此、夫甚、蓋因楮樹枯、然當如此不甚、蓋前多額、他国楮皮價廉、故買之

而製、後漸貴不可買、是以来此減額耶、後又漸減、
三戸良輔曰文政中嘗上八千九、紙庫祝之設、
蓋異教也、慶應前至三千九、紙庫保減五分一、
節使異又曰、土地無伸縮、戸口增減不甚、而減歉
如此、則物價漸貴、紙稿價、依旧權之、與近国價、
失權衡、製紙者頗苦、又僻邑民、衣食不給、去而之
他、是生、故山畑荒蕪、稿樹漸減、然尚守旧樹不変
以古價權稿紙、民如有大益、民不服而為蕪、是以
至設更不得不制之、政令煩苛、更京加多、益減千
古、損增不見利、而見害焉、然変之、従時價權、則其
損害益甚、故改畑租納金、以稿皮易之、法簡而上
下受其利焉、蓋紙額及益金減由是可知也

十二行

直輸大阪販賣之法、不変而至廃焉、大阪倉部、今
猶存、義清壹嘗之、毎年輸紙藏之販賣如前云、
紙庫評紙價、毎九定之、價額用隱語、猶商家符牒焉、

即（ア）壱（力）二（サ）三（タ）四（十）五（八）六（コ）七（中）八（ラ）九
（ム）拾（入）百（回）千（二）万（〇）百万（大）億（上）兆　故謂入
十為貳拾八貳至廿五十三貳也亦以定品位、蓋因
價貴則其品高、片是符如為等差、定量、廣狭等如左表、

紙稿

	縦	横	一帖枚数	一束帖数	一締束数	一締之量	一九束数	一九ニ要スル所産之地
半紙	八寸 今八寸六分	一尺一寸六分	二十	十	十	一貫、三百匁乃至一貫六百匁	大十	椿 二十四貫匁 古三十六貫匁
片折	九寸二分	一尺四寸三分	二十	十	十	二百匁乃至三貫七百匁乃至三貫二百匁乃至二貫五百匁	四十	三十五貫八百匁

小菊	六寸三分 六寸八分	九寸三分 八寸三分	三千	十	十	十	六百四 六百五十分	百三十		北河内村河畔村
皆田	一尺	一尺三寸五分	二千	十	十	三貫三百四十上	十二	四貫四百四		右同
板紙	大本 小本	一尺 九寸六分	一尺四寸三分 一尺四寸	四十八	十	十	不定量	二十	三十五貫四百四	同村大牛胴見谷村
御用紙	八寸五分	一尺三寸五分	二千	十	十	十	一貫八百四十上 大可扶持米	六十	三十五貫四	
奉書	一尺三寸	一尺七寸五分	五十	十	十	不定量	十			
紙子	一尺三寸	一尺四寸五分	六十			一帖ノ量 弐百五十四	四十帖	三十三貫四		
障子紙			二千				一帖			
黒保紙			二千	十	十			四十八帖ノ代銀		

右所載紙種、半紙、片折、板紙、皆田、小菊、御用紙、奉書、紙子、障子紙、黒保紙、已製焉、紙子・障子紙、享二年始製之、黒保紙以楮・雁皮製之、其製額・紙種・毎月製額・代異價、俱示之如左、創始・沿革・制度・不詳

十二行

種別	半紙	片折	御用紙	小菊	皆田	板紙	黒保
輸送費	價額 五分金	六分八厘	六分五厘	六分	六分八厘		
	改革後價 十三匁〇五毫	十五匁三毫	十四匁六毫三毛	十匁五毫	十匁五毫 十八匁		
黒保製額	二十束	三十束	二十五束	十五束			

右金数、米三石價為銀百匁、方今米一石為七四五十匁、製之

輸送船、往大小異船手、帆布七端以上為三人、八端四人、九十端五人、十一端六人、又士人毎船乗之、監督旦護輸紙焉、御用紙免 佐坂村・麻谷村・大字 所祝八大龍王為海若、所輸船無恙、元禄中庸府建本宰表、横高八尺 毎月供金壱弐式分、奏神楽、毎年十一月供米一苞、行陽主祭、其費皆紙庫処辯也

前所言吏員及製紙検査法等、正保四年所定云、紙庫後延宝七年已来、移今所存地、二月九日、行上

棟式、六月十三日、移轉焉、廢藩後久存、明治十四五年賣之、其後此為今狀、蓋廢藩後、縣廳管之、後為錦見村共有、是時賣之、今所有主購而建家室焉

藩有榷紙時潛賣之禁極嚴、犯者処重刑焉、阿辺河口、要津封境、置監吏、其或番所口屋制之、紙商定專賣者、率上見、或前奉此職者也、又有下賣店、販紙者、為招牌、故稱亦非與紙事者、力賣方、明年時不許之、賣紙為石州産紙、或紙庫敗士人殘餘焉、石州産率買之山代、々々接石州、故失輸此地焉、山代郡内、亦禁潛賣、故然是以賣者又持證為石州産旁示之、買者、不然、買者告藩府、蓋輸山代産又田錦川、經岩國、故縣令請藩府、而制密商也、然往々有偽作石州産旁又山代紙

十二行

（紙石州者云）楮萩亦然、萩其一、則西北封境、為天尾村字吉谷、自是至宗藩管内南泉村之道路、萩茨塞之、不可行、村人憂之、代理焉、藩府譴責科罰金、後無復代者、蓋故不代理而使人難行、而禦潛賣也、其習慣今猶存、道路險悪、郡衙屢喻村吏、令代理不敢從、強之則僅刈則、路傍萩茨而已、行旅難行

岩邑年代記曰、今津村商川口屋市郎兵衛、与小瀬村三次郎疑検紙者、梨、潛賣紙於他事顕焉、於是文化十二年十月廿三日、誅二人梟三次者於小瀬村、三日、又文化九年前、在政務署、従政者、今津舩手長市尹（称卯一人、兼此二職）舩手等、或籍家絶祠、或削禄且閉門不出、或錮家（匹壷）或譴責者、二三十人、其

他可見禁潛賣之嚴一班矣

好問隨筆、又載定楮畑租法（俗謂楮石者）曰、在山代則並楮釜周圍五尺有半、長三尺有半、而容楮堪搗者四把、謂之一釜、此楮量三十六貫弐、此租額宗藩銀札三錢十文（一弐七文）為八、在我封内、則称山代一釜為一把、此租為庸札貳錢七分（一弐七文）於六文、故當不壱升五升四合為、

此算法（元本所載、愚疑詳解、就三戶良輔問之、同之、由是僅得解悉、故揭同氏所記、文詞与元本所記不異而意同）

畑代不徵錢、寛文之頃来三石價為銀百錢（旧藩廃藩中不改之）以此價為準、免為五、（成）故畑當米一石者、徵五斗、又田徵米毎石添四升、補減量、（欠）米畑免為五、則欠米準之、為貳

升、故定當之石畑租額、則米一石以五二、（而五斗反欠米二升）以三百弐壱三石故、除之、為於七弐三分三厘余、為之租為、其算式

$$3.23 / 3.100 = x \qquad 1.00 \times 0.7 = 0.70 \qquad 0.70 \times 0.02 = 0.014 \qquad 0.014 \times 0.03 = 0.00042$$

故乘五二於米壱斗五升四合、以三除之、為貳弐六分六厘九毛弱、四捨五入、為貳弐七分、其算式

$$3.23 \times 5.2 = 16.796 \qquad 16.796 \div 3 = 5.5987$$

在山代、則此一釜得楮皮拾貳貫錢、（樹量三分一、皮三分二）可製半紙貳於束、（四貫弐、而所製半紙六於束、与此数不合、是此所算仮集而不合現所製之額耶）五六分、在我封内、則分山代一釜所並楮為二、故一釜而得楮苧五六貫弐為、又楮一把（即山代一釜）分為十

束、每束称步一束〻一步一步為束貳升貳合、一把（郡十束）郡貳升、椿圃微七步之租（蓋椿有栄枯故減三步耶）故地租為米壱斗五升四合焉、

降商家、不問士民、每郡植椿三株、称之三株椿、文化十一年始之、是時横山、錦見、蔦谷、千石原、今津、大内迫、士人居郡別墅、寺社庵千百壱縣令管内五所、（謂五代合壱万三千五百七拾九、合計壱万四千七百五拾一戸、岩邑（前二件之和不会数字恐有傳写之誤）

椿枯則新給苗、不植且減株則罰之、至廃蕃殖焉、槃郡北籬中有椿、高貳間弱、大過拱、蓋籬内生孽不知之、故至如此、然年々代芽、是以幹内腐、僅存外皮、惜哉不為用、籬屬北陳郡、々主井上

十二行

暑造翁供籬、以枯伐而刈薪焉、椿樹之大如此、古今所稀有、予是以録焉、予嘗閲玖珂郡志、玖珂村爺下云谷津有大椿樹、周囲高低、今遺忘焉、不知今存否、恐与是樹、在伯仲之間矣、岩邑年代記曰享和三年秋、河内組角村（村南河内大字）田二三段、尽生天然紙、白色不異紙、如面漉製ト（唐紙者焉）（質脆）諸人奇之、採而贈京阪焉、愚按、此黴菌、而其質、与同梅雨侯生室内者矣、後未聞生之、是歳始生、可謂空前絶後、而足為奇焉、是以亦録之、

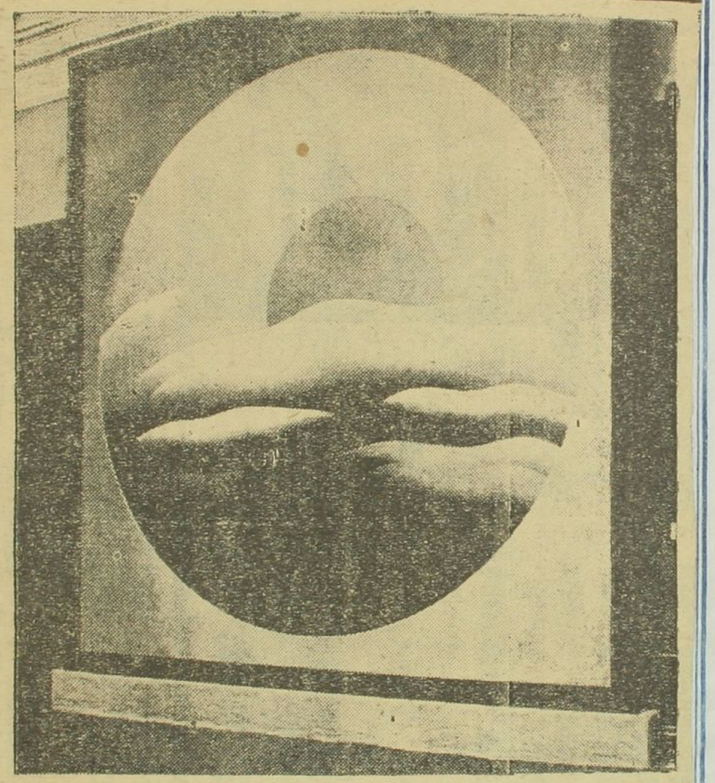

特別出品の問題の『明暗』

日本美術院試作展覽會は十七日から開會されてゐるから大觀山梅氏の力作になる早大圖書館の壁畫『明暗』は特別出品として陳列された寫眞は展覽會にて撮影

「明暗」……横山大觀 下村觀山 合作……十八日から開かれた日本美術院試作展覽會に陳列

○書畫社ゝ柱を雅游業者ハ冊を出さんとし
余ニ收むへき書を問ふ、蓋し雅游ハ閑なる図
書ハ敢て少しとせず、唯だ粋を採るを雅し
とす、此業者中 われらくき日ハ掛物左の如

作庭　柵（古架）　文車　机案
筆（筆譜）　墨（製墨）　硯（硯譜）　印
幅（裝潢）　活版　詩箋　紙、包袋
瓶花　茶（茶器）　焚香　図書
書鎮　水滴　裝洗　器皿
目を選ぶ　導生八幾を養成するを可とす、但し
掛物支那の書を採ら[illegible]、日本を主とする[illegible]詩箋

譜の如きハ支那を採るを可とす、硯も亦支那を除かすして能ハず、後日本に優るが故也

作庭ハ陰陽の法式を忘れ、瓶花も不自然の法式を厭ハ、茶ハ美茶を主とす、但し抹茶を除くに及ハず、法帖圖書圖も支那を取らさるへからず、印ハ支那を用ハ際限なし、富士山本邦の古印、限るを可とす、多く圖を入れ特に印刷の物を要す、安本繪出の所々其及者こゝ出るを可とすれども簡を可とす、精すれ産ろへし、余家花の圖書目録を捨しこれに収むへきこの三十数種を指摘す、概して卷数の多きを厭ハ、又漢文を忘れ書目の検

十二行

定軽率ならるべくさらるべし　二月廿二日記

古京遺文　花鳥春秋　花鳥譜　海外茶具圖　注春師傳　茶史　研譜　瓶史　古物圖畫史　居士觀古帖記　十往多勝部山　包袋記　紙譜　壮觀志　詩餐譜　画訣　冷生物誌　法帖目録　書道　壺鑑　陶録　江陵印影　日本法帖目録　紙漉傳　文房肆攷

名器図纂　江戸名園記　菊譜
酒中趣　酒顛　素嚢鶴渓
懸物図鏡　盆山石図式　節供飾図
酒経　石燈籠式真図　古梅園墨渕
温故紫苑集　茶道要録　禅茶録
玩貨名物記　岑茶三集物　石村画訣
もつのおく料理献立帳　墨法集要抄
古葉名葉集　和漢研譜　花経
梁山泊伝　楽焼陶家系
盆山私言　包丁記　垣の図
貝ものの記　八仙卓並式記
朱氏伝傳　薬玉考　仙伝書

十二行

四時草　人心得草　硯義　墨経
管城二譜　端渓研史　法帖譜系
端渓研史　法帖考文
金石記　大和語古考　四十八綱
色紙考　紙漉重宝記　玉拍（じ色紙）
山かつら
以上引家記　北向き撰擇　茶の湯　二十
種ハ入集すべき数
二月二十三日記

○御国の歌と北国方言と共にしたる日記（仙の
トンチルを）うつす。久しく北のトンチルを必ずなどの
大雪うつす。

雪の下の生活

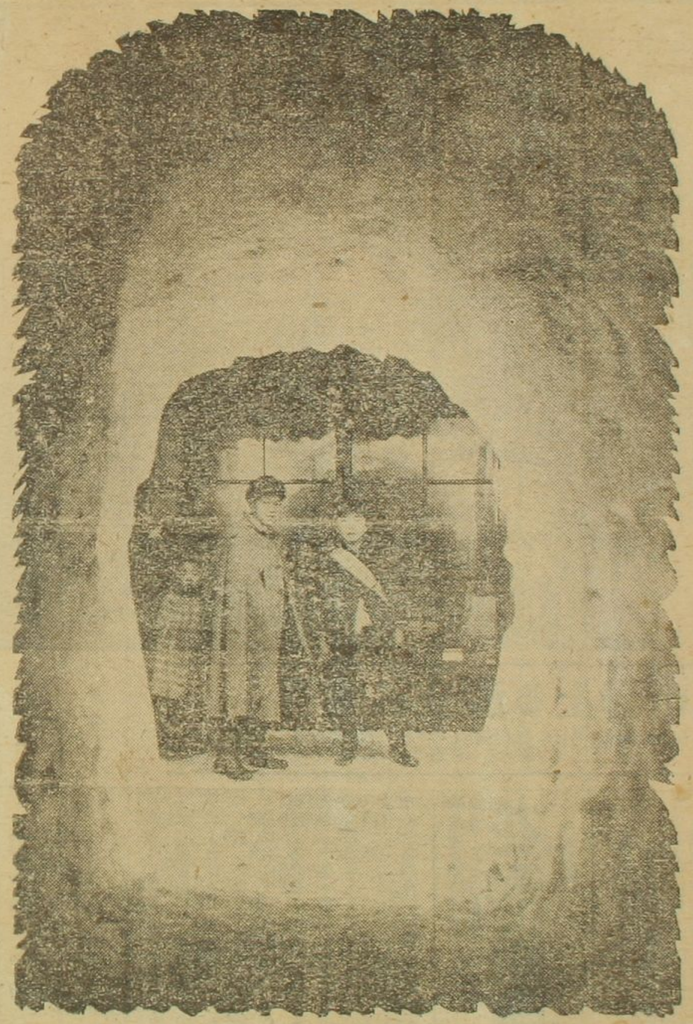

高田市内では雁木から雁木に通ずるに雪の山脈の縫腹にかうしたトンネルを設つて居る

○当時報じ余が思ひ出を書きつゝある其頃の学校の所有地こと書き及んでは其の所有土地目録を校了撤去の大略左の如くなる、初めは今の大地主なりあることが知れる、学の校地も有れども之の校地は今の大地主なりあることが知れる、学の校地も元々なるを、学の校地と称せられ運動場用と称定されたるを校地を除き郡の所有の土地なりは俗を称つて貴印する筆のものである、市本報の市本敬俊をおもこゝに初めおく　二月朱四

調査

種類	坪數	金額	年月日
買入先及字附者			
一、大隈家寄附土地	七、〇〇二坪五五（下戸塚村原五八九番外二十七〇）	四、一五、二一	明治
大隈老侯			
二、運動場	四、三八五、八九	一一七、四九七、一五	円
内訳			
福田ヨリ買入	三、七八〇、一四	四四、一一、二〇	〃
戸塚所ヨリ拂下	二、七五	九、二、一一	大正
相馬家ト交換	六〇三、〇〇	五、三、八	〃
三、校外所有土地			
大学所有	一七七、〇〇	一八、〇五〇、〇〇	円
大隈家（稲門堂前）		一〇、一、二一	大正

十二行

體育部所有	一、二八七、三〇	七〇、〇三五、九五	九、一〇、一一
青梅市北六部（荒井山）			
基金部所有	一、六九三、〇〇	一四、三二九、一〇	九、一、二八
加茂福松（就業理材境）			
記念事業部所有	四四五、七一	五五、六四九、五〇	一五、一、二九
淵辺信之介（稲荷前）			
四、騎馬隊土地	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	五、一二、一〇
字附者 鴻池善右衛門			
五、第一学院敷地	四、〇九六、五〇	一一四、九八九、七三	明治 四、一、二四
東海銀行			
六、仝 トラック	四、五八四、一〇	一八三、三六四、〇〇	大正 一四、九、一〇
東京役務堅固会			
七、府下保谷村所在地	約二七、〇〇〇	（線含大運動場用）	大正 一五、九
西武鉄道会社			

十二行

○近頃市販版味の発行がボツ〳〵創刊されたが多くは方々助びあるのものもあることだ。大昭ひを書史会といふ書肆から「書史」といふ発行を創刊し、余も既に来た、其の既刊者は此年余が方法書と連載し書目叢話を此の後を引いてゐるが方々左こ収ちるものもあるコンナ発行が生命あるかどうか疑問であるが世古家の版味の上から其の版を出すことを切に希望一時でも同書版味の発行さう〳〵氣運とならんことを喜ぶべきである

異名同書の本

二人比丘尼―化野物語　二冊
はなしの本―きのふはけふの物語　二冊
熊野本地―ごすいてん　三冊
日本永代蔵―新長者教　六冊
島原合戰記―天艸合戰記　三冊
物艸太郎―多賀本地　一冊
女たか羅蔵―女重寶記　五冊
清少納言―枕艸紙　七冊
世繼物語―小よつぎ　一冊

同書改題本

清水寺縁記―田村將軍記　三冊
曾呂理物語―雨夜物語　五冊
寺社物語―宮すゞめ　七冊
是樂物語―戀の夢合　三冊
河海物語―魚太平記　二冊
との井艸―御伽物語　五冊
本朝二十不孝―新因果物語　五冊
御伽比丘尼―新百物語　五冊
むかしの京―難波鑑　六冊

古文を続々別稿のあるを思ひあやまることがあるも書肆が標題を改めて新板らしくこしらへた処多く偽こ後世をもパツルするものもある。要するに後世八百年初の版を考へしとして改名の版を喜ぶべし、今書史の版版市ならず切板を出こゝに収めおく

二月廿二日

取殘された書史會の一事業

佐古慶三

はしがき　會誌書史創刊に莅み一文を徵せらるされど身校書匆忙の理に在り推敲の遑なし。不止得平素所懷の一端を舒べ、以て同人諸子に諮る。若し夫れ誤て大方の贊同を仰ぐことを得ば幸甚。

史料の蒐採稽査難は古往今來研究者の等しく痛嘆するところである。尤も當今では往時に比すべくもなく、從て其潤澤安易は克く明治大正の短日月の間に、史學をして今日の隆盛と長足の進展とを齎來せしめた。が尚幾多の隱佚せる史料を如何にして分明ならしめるかてふ方策に對して、坂口博士[1]以下多くの先人[2]の私議せらるゝを見る。蓋し史學攷究上、史料はアルファであつて又オメガである。史料在らずば研究亦存せずと云も過言ではないからである。

暫く筆者最近の體驗を云爲するを許されよ。難波雀以下類書の考試は、業に畏友岩橋小彌太君之を了せるも、古板大坂地誌の底本甄擇方法並に其史料的價値如何に疑義を深く懷く筆者は、這般の本會主催大阪に關する書籍展覽會目錄に依り、同人南木鹿田兩文庫に跡雀各一本が藏架されて居るのを機緣とし其他合切十三本を排列照校するを得し結果、異本の存在、板行の順位、刻書讀書兩道の振肅に就き卑見を開陳するの機會を持つた[4]。筆者は謹で兩君の好意に對し感謝の辭を呈上する。

されば坂口博士はレゲスタ式目錄の作成を力說せられ、市島氏は書目臺帳の作法を唱述せらる。更に同氏は「臺帳を作ることは私一個の私案でなく、前年同人と共に文部省に建議して實行を促したことがある。文部省はこれを可としながら國費の都合で今日までも實行しないが文化のために大切な事業である。これを行へば隱れた圖書も、初めて世に出るし死藏されてゐる圖書も、初めて活動の機會を得る云々」と。倖にして上方に於る好書家を網羅せる本會の如きは、率先範を治く天下に垂れ、同人各自藏書をば徹底的に稽査し目錄を作成せむか、心なき輩をして積書家の敬稱を奉るの餘地も絕つ可く、亦文化を稗補し文運を伸張するの端此處に啓かる可し。更に書史會の聲名を昂ること、寧ろ會誌創刊以上に倍蓰せむ乎。

尤も書目の作成に就ては特殊の技巧と多大の勞費とを必要とする。同人に對ては會全體として或は個人として、公にせられし既往數次の展觀目錄に徵するも、此點は深く考慮するの要を見ず。漸を追ひなば書目の完成期して俟つ可し。唯一言切望に堪へざるは、解題要目の樹て方である。餘りに簡に過ぐれば異本及異名同本の存在を發見すること難く、餘りに繁に亘れば披見に煩はし。筆者は年來大阪徵書解題並大阪商史學資料解題以下に於て左記三式を併用す、曰く。

一式　微細に亘る原票　專ら校書用
二式　正式の公示　專ら解說解題用
實例　古板大坂地圖解說・大阪地誌解題・大阪商史學資料百種展觀書解說
三式　略式の公示　專ら目錄用
實例　大阪年中行事の內お祭りに關する展觀書目解題・市政關係資料解題

即ち所要目的の如何に隨ひ、前述の難波雀類書考の如きものには、一式を採るも、一般には恐く其必要を感ぜざるべし、異本・異名同本等の有無も、概して二式にて事足るを以て、筆者は此式を推奬する三式に至つては窮餘の便策に過ぎずと雖も、甚しき異同は容易に稽査するを得む。

會誌創刊の實現を悅ぶの情禁ぜず、更に取殘された書史會の一事業として、書目の作成並印行の有意義を說き、其具體化の近からむことを冀ふや切。

---

1) 坂口昂　史料解放の議　歷史と地理五ノ一
2) 市島謙吉　わが國の圖書館　大每一五・一〇・八—一七
3) 岩橋小彌太　難波雀類書考　歷史地理二八ノ一—二
4) 拙　書　難波雀類書考　希有六　——に、な、さ——

安政年間に刊行されたる長崎活字本に就いて

荒木伊兵衛

安政年間に於ける長崎活字本に就いては、嘗て書物往來第二年六號「安政四年刊の英語學書に就いて」の拙稿、及文明移入に關する古書展覽會目錄中に、その一冊であるファン、デル、ブエール氏の蘭文英文典に就いて述て居いたが、最近同種の活字本が私の手に入つたので、本誌の余白を拜借して聊か述べさせてゐたゞきたいと思ふのである。

遠く慶長の昔、耶蘇會の伴天連が始めて泰西の印刷機を輸入して、長崎、天草地方の學林から西洋式活字を用ひて、平家物語や伊曾保物語等の羅馬字綴本を上梓した事は、Satow 氏の耶蘇會刊行書目や、東洋文庫書目に見えて居り、又我國にも二三の傳本がある。併しこれは宣教師が布教の爲めに用ひたもので、耶蘇教會の破却後は全く廢絶してしまつたのである。

その後約二百五十年余を經た嘉永の頃、和蘭陀(オランダ)船によつて印刷機一式が再び舶載された、これが本稿に說く所の安政活字本に密接な關係を有するものである。

(A)長崎市役所刊「長崎と海外文化」に依ると、嘉永元年（西一八四八）蘭書植字判一式が舶載されたのを、蘭通詞、品川藤兵衛、檜林定一郎、本木昌造、北村元助の四人にて一應御用方より借受けたが、同年十二月末頃、品川藤五郎と檜林定一郎の二人が代銀半高づゝを負擔することにして、右印刷機一式を引受けたとあるが、これを利用して出版に着手するにいたらなかつたのである。

(B)續いて嘉永三年（西一八五〇）に、和蘭政府からスタンホープ式手引印刷機一臺に、歐文活字大小百余種その他附屬品一式を取揃へ、時の將軍家慶公に献上（これは後の開成所に設置され江戸に於ける洋式印刷の嚆矢をなす）してゐる、又(C)大日本古文書幕末外國關係文書の十六所載、安政四年六月六日長崎

在勤目付岡部駿河守長常より在府同役永井玄蕃頭尙志宛の手紙に依ると、「此度の船にて蘭書を摺立候器を持渡り出島にて造り出し候由に御座候」とある。であるから當時蘭船によりて輸入せられたる印刷機は、嘉永から安政にかけて、この(A)(B)(C)の三つの他にまだ二三あつたものと考えられるが、それを利用する良技術者を得るに困難であつた爲め、むなしく放擲されて居つたものと見てよい。それが安政年間に至つて、初めて長崎西役所内に印刷所が設けられ數種の蘭書が出版されるやうになつたのである。當時飜刻上梓された蘭書の傳本は甚だ少く、前に述べた蘭文英文典の他に、和蘭文法書と、歩兵調練書とがある、その書名を掲げると

(一) Syntaxis, of Woorduoeging der Nederduitsche Taal

發行所及發行年號は Te Leiden En Deven Ter, D. du Mortier En Zoon En J. de Lange' 1846

(二) Van Der Pijrl's Gemlnsame Leerwijs voor degenen die de Engersche Taal

發行所及發行年號は Te Door dordrecht, Brusse En Van Braam 1854.

その下に Nagedrukt Te Nagasaki in Het 4 de Jaar Van Ansei (1857)

とある

(三) Reglement op de Exergitien en monoeures der Infanterrie

發行所と發行年號は Te Breda, Ten Drukkerij van Broese comp., その下に Nagedrukt Te Nagasaki in Het jaar Ansei 4,(1857)

とある。

私の見たものはこの三種で、(一)のシンタキスは私が最近手に入れたもの、(二)の英文典は、東洋文庫に一本と、吉野作造氏が一本所藏せられてゐる、(三)の歩兵調練書は、東京帝室博物館の所藏本である。

裝幀は背皮(ガワ)製の洋綴で當時舶來した蘭書の表紙を模し、それに厚手の和紙を用ひてある所など、雅味があつて中々面白いものである。

三書共オクタボ型版で、用紙は極く厚い日本紙に兩面刷である。見返しに「長崎官事點檢」の朱印と裏の返しに「長崎東衙官許」の朱印がある。特に(一)のシンタキスには「安政丙辰」の朱印がある。それはこのシンタキスが出版されたのが安政三年六月で、西役所に印刷所が出來たと同時に印刷されたもので（當時五百二十八部出來上つて長崎會所に於て一冊二歩で賣捌いたものと云ふ）タイトルページには原本の發行年號が記してあつて、他の二書にある Nagerdrukt Te Nagasaki 1857 の文字がないから、一見して長崎版であるかどうか見わけがつきにくい。

印刷は全部日本製の鉛活字を用ひてあつて、本誌に挿入した寫眞に見られる通り、鮮明ではあるが、印刷、組共甚だ亂雜である。併し當時の流し込み活字と云ふのは、水牛の角に文字を彫付けてこれに鉛を打ち込み、或は銅鐵に文字を刻んで、之れを銅にたゝきつけて造つたといふ時代であつたから、それによらないまでも、これだけの活字を造る事は、容易な事ではなかつたに違ひがない。

印刷機は、無論和蘭船が輸入した、前記スタンホープ式の類であつたらうと考えられるのである。

終に是等の活字本が如何なる動機に依つて上梓され如何なる人々によりて印刷されたかを記して、この稿を了る事にする。

先に述べた通り、嘉永元年(A)に舶載された印刷機が利用されずには終つたが安政二年に於て、長崎奉行荒尾石見守は、閣老阿部伊勢守へ阿蘭陀活字蘭書摺立方に就いて建白書を贈つたのである。その建白書には、(一)近年洋書の需要著しく供給不十分なること(二)阿蘭陀通詞は蘭書拂底の爲め修行十分に屆き兼ぬること(三)先年(A)紅毛人の持渡りし活字板を先勤長崎奉行の許可を得て、蘭通詞共引受所持せるを、更に會所銀を以て買上、此節奉行所に於て摺方試み、長崎會所に於て、一般志望者へ賣渡したなら、世上便利なるべきとなどが記してあつたので、閣老阿部伊勢守は同年八月之を許可したのである（長崎と海外文化參照）そうしてその翌安政三年印刷機を立山奉行所（西役所とも云ふ）へ据付け、傳習せしめ、遠見番鬮頭格塩澤善次右衛門同筆頭古川由兵衛遠見番保田愼作、今井泉三郎へ活字版摺立所取締を命じ、之に從事せしめ星書の間掛赤沼圧藏等總裁し（大日本古文書參照）其時和蘭人より傳習する兵學醫書の類を專ら翻刻し

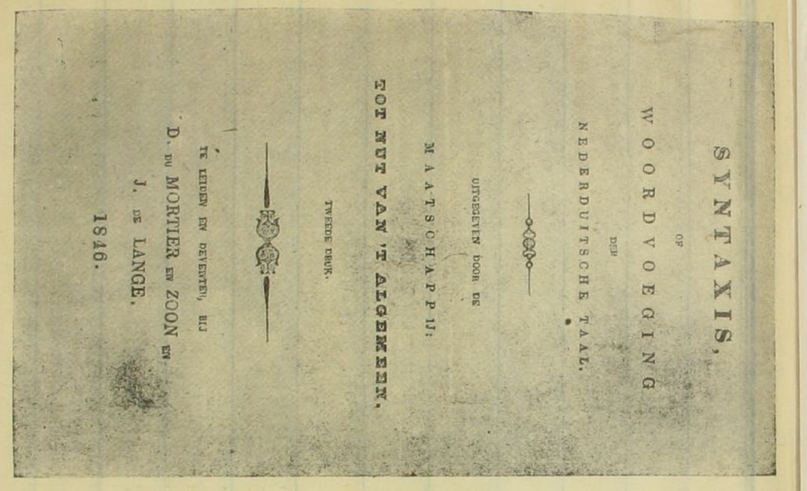

SYNTAXIS,
OF
WOORDVOEGING
DER
NEDERDUITSCHE TAAL.

UITGEGEVEN DOOR DE
MAATSCHAPPIJ:
TOT NUT VAN 'T ALGEMEEN.
TWEEDE DRUK.

TE LEIDEN EN DEVENTER, BIJ
D. DU MORTIER EN ZOON EN
J. DE LANGE.
1846.

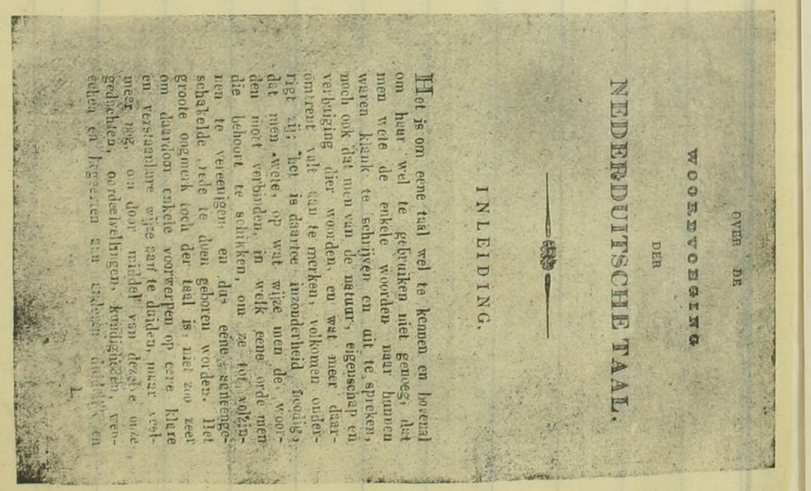

OVER DE
WOORDVOEGING
DER
NEDERDUITSCHE TAAL.

INLEIDING.

Het is om eene taal wel te kennen en bovenal om haar wel te gebruiken niet genoeg, dat men wete de enkele woorden maar buiten waren kunnen te schrijven en uit te spreken, maar ook dat men van de natuur, eigenschap en verbuiging dier woorden, en wat meer daarom heen, ook kan te merken, volkomen onderrigt zij; het is daarvoor noodzakelijk, dat men wete, op wat wijze men de woorden moet verbinden, in welk eene orde men die behoort te schikken, om ze tot volzinnen te vereenigen en die eene samengeschakelde reele te dienen geboren worden. Het groote ongemak toch der taal is, niet zoo zeer om daarom enkele voorwerpen op eene klare en verstandige wijze aan te duiden, maar vooral om, door middel van deszelve onze gedachten, oordeelvellingen, kenmigheden, verzuchten en begeerten aan anderen duidelijk en

頁一の初最及ルトイタの「スキタンシ」書法文蘭和刊崎長年三政安

傍ら英蘭對譯書の如き有益なものを印刷せられたものである。其後この印刷所は間もなく廢止になつたが、これが因をなして長崎に於ける印刷事業は著しき發達を來し、民間に於ても西洋式活版が盛んに行はれるやうになつたのである。

(一)開成所が西洋式活字にて一番最初に刊行したのは文久元年刊のファミリアル、メソードである。(拙著文明移入に關する古書展目錄參照)

(二)他に長崎に於て左の活字本がある。安政六年刊、和英對譯商用便覽、同、和英商賣對話集、萬延元年刊、蕃語小引。

【昭和二年一月二十日稿】

二月例会國淳会報

梅花色づく如月二十日、例会を寫溪の國柱館大書院に開催、前回に引續き、高村光雲翁の『淺草の話』は、二時間に亘り、ソレでもまだ跋足うお噺であつた。

『淺草の觀音の市に、駒形の料理屋川升から、シカミ火鉢を隠して持出し丸薬が半数赤色半数金色で、ソレを等分に呑むので、一口に「さかいやの『中丸』といつたこと。ケヌキやの住久『くひあはせ』のよい評判、ソノ頃よく喰ふ人を「あいつは住久だ」といつたこと等話は前回通り細敏を穿ちしだいに北に奔り、土堤の『蛤鍋』から仮の『厩』といつた髪結床の話、ソレから大門から鄙へ入ると思ひきや、翁は如才なく、ソノ時分は小僧でしたから、これは春城先生の方がおくはしいこと』と旨く逃げを打たれた。

これから東本願寺のみまはりに及んで惜しくも筆を結ばれた。

ソレより配膳(甚兵ヱ)に及び、座談湧くが如く、其間牧番の國性舞踊があり、智學翁の発意で靈華、大観、西画伯に病気所見舞を、清方、曙山、西氏へ所多忙所見舞を出す情味たつぷりの席順自署から追ては欠席所見舞もオツならんとなど一座興に入る、時は十時、

当夜出座の方々

田中智學氏△高村光雲氏△石渡敏一氏
鹿取秀眞氏△鳥谷幡山氏△篠田河野
斎藤三(幹事)

追て毎月例会を会員諸氏の所家庭に於て開催致候儀は、各自の交誼を温め情味飲る豊みに覺えられ候間所差支ふき限り時々皆様の所寓宅を移信願度と所一同申居られ候。

猶三月例会は幹事篠田氏の所宅と略ぼ決定致し候

本大學今回の學生處分に對する左記經過書御一讀
御了承被下度願上候

學生の處分經過書

大學部及專門部に亘つて九名の退學者を出し、又第一第二高等學院に亘つて退學者六名、無期停學者二名、一ケ月停學者四名、一週間停學者二名、譴責者十四名、合計三十有余名の處罰者を出すの已むなきに至つたことは遺憾至極のことである學園は素より學術の淵叢思想の源泉を以て任するものであるから學生の純真なる真理の探究に對して之れを助長し奬勵こそすれ徒らに壓迫を加ふべき筈がない又年壯氣鋭血氣にはやり易き青年の集團であるから充分寛裕の度量を以て是れに對しなければならないことは論ずるまでもない併しながら學園は一面學問の場所であると同時に他の一面に於ては教育の場所である從て學生の與へられたる自由は此學園の使命を全ふする範圍内に制限せられたる自由であることは素より論を俟たないのであつて獨り學園のみならず何れの國何れの時代に於ても苟くも社會人として絶對の自由のあり得ないことは蓋自明の理である即ち學園は學生の指導訓練を其任務

とするものであるから其任務を遂行する為めに已むを得ざる場合に於ては學生に相當の制裁を加ふる必要も起るべきことは初めより豫想しなければならぬ　さて學則に右一の場合退學、停學、除籍、譴責等の制裁を加ふべきことを明記して置くのは獨り我早稲田學園のみならず我邦の官私學園は勿論東亜何れか國を於ても孰れも一致することは周知の事實である。

而して平生學生に對して出來るだけ寛裕の態度を以て臨んで居る我早稲田學園が三十有余名の學生に對して斷乎として制裁を加ふるの餘儀なきに至つたことは實際ヨク〳〵のことであつて遺憾至極である　從て二月十八日を以て大學部及專門部學生の處分を發表し次て二十三日両學院學生の處分を發表した當初に於て減るだけ處分の理由を説明することを好まなかつたのは從來の先例を倣つたものであつて　教育の府である學園としては前途春秋を富める處分學生の將來の為めを思ふと同時に又學園自体の態面を維持する上から極めて至當のことゝ信じたからである。

然るに學園が此穏當なる態度に對して流言蜚語を放ち一般學生若くは世人を驅つて誤解疑惑の渦中に陷れんとするものあるが如き危険を感ずるに至つた為め二月二十五日に至り學生處分の理由の一端を公表して學

十二行

園の公明なる態度を明かにする必要に迫り極めて簡潔に別紙の理由書を發表した次第である。

當時偶々一部少數の校友は學生處分の不當を鳴らし所謂校友緊急大會なるものを開催するが為めに大隈會館の借用を申出でたが　正統なる校友會を無視した此種の會合に會館を貸すことは斷然拒絶した結果此會合は校門前の高田牧舍に開かれ出席は四十余名に過きなかつたやうに傳へられたが　此會の実行委員たる人々から田中理事に面會を求め北決議文なるものを提出されたが素より意見の相違で別るゝ外はなかつた然るに全國各地の校友會支部並に校友諸君より大學當局者のとれる態度に對し聲援の懇篤なる来信は毎日机上に堆をなし　殊に地方の校友諸君の中には高田牧舍に集れる所謂校友緊急大會なるものを正統なる校友會の活動と誤解せられ大に事態を憂慮されて横浜校友會の如きは態々急使を以て横浜校友會の決議を以て大學當局者の聲援をなさんかとまで申出でられ一般校友諸君の懇切なる憂慮は想像に餘りあることを知るに至つたから　田中理事は幸二月二十八日夕刻大隈會館に來年度豫算案議定の為めに開催された校友會幹事會の席上に於て議案の議了後四十余名の校友會幹事諸君に對して學園に於ける學生處分の顚末を報告したる處滿場の諸君

は學で田中理事の報告を諒とし尚ほ地方校友諸君の憂慮を安んずるが為めに極めて少數なる一部有志者の會合たる所謂校友緊急大會なるものと校友會とは何等關係なきことを各地方に書面を以て通達することを全會一致を以て決し直ちに其手順を運ぶに至つた。

而して高田牧舍を集會所とせる所謂校友緊急大會に參加した人々は二月二十八日夜早稲田劇場に演說會を開催し其會は比較的寂莫たる光景であつたと云ふことであるが會後一團となつて市中を練り回はり最後に田中理事の宅に向つたが警察官の爲めに解散を命ぜられ其中五名は早稲田警察署に檢束された。

尚ほ此事件が起つて以來頗る憂慮した事柄は一部學生が處分を受けた學生の赦免若くは處分輕減を請求し學園當局者がこれを容るゝにあらざれば定期試驗に應ぜずと言ふ運動であつて此運動が中々執拗に行はれ純良なる學生は動もすれば壓迫せらるゝ傾向があつた爲めに深く憂慮して撥宜の處置を講じた結果幸に二月二十四日より開始せる三學年の定期試驗は三月二日を以て無事終了し三月三日より開始せる三學年及一學年の定期試驗も亦此稿を認めつゝある今日無事に進行しつゝあることは誠に重荷を下ろした感がするのであつて四日より行はるゝ兩學院の定期試驗も亦確かに障害なしに行はるゝことであらうと信ずる。

（右は三月號早稲田學報に掲載すべき原稿のまゝ載せ候）

十二行

早稲田大學が今回學生若干名を處分したことは十分の理由があり學則に照して萬已むを得ず決行したのであるが固より不本意至極であることはいふまでもないその理由は必ずしも公表するを要しないが萬一の誤解を避くる爲めその最近の事例一二を摘記すれば、これ等學生は曩日大山教授辭任問題の起つた時大學當局が屋外集會を嚴禁し屢々注意したに拘らずこれを無視し三日に亙り校庭に學生大會と僭稱するものを強いて開催し且つ學園幹部を公然激烈に中傷讒誣し或はその宣傳ビラを十數回に亙り撒布して多數學生の勉學を妨げ、或は大山教授告別演說會後の如きも豫め告別演說以外の事に涉らざることをその會の會長竝に大學當局より嚴重に命令しこれを肯諾し置きながら急遽何等當局の承認を經ざる自治同盟

十二行

なるものゝ發會式を敢行し且つ虚構の誣説を高調して學園幹部の排斥を決議し學園の存立と相容れざる宣傳ビラを撒布した等其思想の如何は暫らく措き擅に學園の規律を蹂躙し毫も節度に服せず監督者指導者を蔑視し自ら他の多數學生に多大の迷惑を與へたるは苟も教育の府として斷じて默過するを許さず學園は少數者の爲めに一萬有餘の學生の修學を妨害せらるゝに忍びざるを以て愼重審議の結果遺憾ながら成規の手續を經て處分を斷行した次第で高等學院學生の處分も大體これと同じである。

其後に此年をもて、やうやく方角位に相隔りて
といふ今年光の設計案を作り爰に着手
の為めなりとなす
設計の大要は二階二間を但の書面に充て、茶室を
置かんとする物なる光の為めに一室を作り、寝室に隣つ
て茶の間のあるを廃し、楊弓場次て隣
て茶の室に隣つて仏間を作り、浴室は現在母屋
のものを移すかを改造す主人に隣接して造
表と次の間をわしく畳の数をへらして、側
横側に二室を設ける元今実験の入の様にする、
出窓の次きこの間の片隅に縁を作るをかあ
らまして絵時七十 時也

今家の屋敷を自分の元屋敷に買ひ戻して自分の為めにする
の母はもとより茶の為めにする為めに主人
用を後にして花樹等の注文を更にすさず、
主人は茶室を造ることを稍々ためらひ六畳間に
かるべき為に再考す、但し土蔵を杭打まもなく
も地盤を固めることを自己会す
二年を三月中旬から地面十月まで出来の筈に
光の手人金七十四円海道
迄を渡し金都出来の節の一部を渡す
の約也大工を 謝角
也
工事を此あるを先に準備行者に他人に譲りつ

長屋を田畑し、芋と稗を作ること茶
室のごとく取崩さず、こゝに菊花を入れあるなり
こゝに住し、夫婦を看護すること、昨の家と新と
なる事、筆すべきなり。其庭となりて、こゝ
を移植し、菊花こゝに便する事、山積の図書
を若つめすれども、少時新家に移すこと、余
と娘は、夫婦假寓に引籠ること、不用品を屋
敷内の山畑を減ずる事、電灯を廃し、
移すもの也。数日前、新家に入ること、
日に比較さんとあり。
古屋の部分、新家は所謂コワシ屋と賣却す
るの外なく、五十坪を僅に二百円と賣却し

畳は、壊れなる家と云ひ
坪数二百坪別として、雨もまた漏るなり。
コワシ屋に、器具はなく無理、利益家
宅は、壊しは、畳こそ、雨戸、焼けなど
諸品もれば、殆ど捨てし、
と土地とは十年前、婚礼なん時に比べれば土地の値
は、殆ど倍加(時)家は一日く消滅しもるなり
ばなれは無きことなるべき地價の昂騰は、
値あることを得べし。こんも亦諸物一法か、
なるも二番の事、薬剤を作るかの就ては、図書
を賣却するなるべし、それを為すべき時
機なり。無引 七郎が為こはなるべかりし

為替方出張所より金一万円の金額を預り、徐
ろに裏面に印を捺し、金額の約束
荒木の株券と右用箱の蓋印とを紙袋
内へ入れ、同者を呼び寄せ
ると云へば株券に捺印するも及ぶまじ、実
は震災後改造を企て居る折、書籍・骨董
を買ひ集めの為に得策なりとして
工事の一部と称し、
為替方を未拂の株券出張所の拂込其他印
刷株の拂込と称し、今を同者を騙る
ものと方法なり、義金に不足の土地を今度
印を捺せるなり

十二行

家の西崩れに数日前しに家具の片付けがあるこれ
は実に閉口し、時々もの拂の多いのは
あきれ、震災後多くの同者が入れ替りの為
に出張所の庫の三階に預けてあるこれ
百円の多いものあるが、災後迄に得た同者
が山積した所のものいのが第一の拂
が出を更に出張所と預けんと大なる基礎
に入れて見れば八十三個の多きに及び一台の自動
貨車に積んだ切れ切れの山積びある高家
に残つた第入同者が五十万円もあるこれ
仕末するのに容易ならず高文災後発憤と骨
董数八百点も買ひ集め其後も迄に買ひし

此のほか高値幅類も保存を要するものが三十幅もあつて仕末に困るほどである。用の席風なども、保存を要印すること、なつては、無論家に存するものが三十数幅もある、洋紙の駄本を要印と出しても見ん八四百冊もある、書籍に引渡しとなつて、尚残るものは六架に満ちてゐる。軍旗や夜具などの外に以上の書物を数箱の長と前書庫に高分該めも買かれ、ふるんが多くの人の些すべき飯屑も取しないに満ることを考へると、思ひつつ可しとする事の拘ひあると感じます。

なほ、なほ到頭一旦元除けに洋紙の内面に三る冊和本百五十冊を要印することとなつて僅

うち一二の書策を空しくしたのである。

○一時空めた後富士の麓に僅こう勝を答まるものの十畳ばかり、六畳あんど八畳一間とを合せて一室が六の畳で他を坐三畳三畳○ある。富士とは云へ本年の秋まだ八月なのに寒くなるから相当に石心地のよい板の工風も必要である。左右に完備した畳を用意こうのも畳一枚の大机を用意こうのも畳さ。側の床の間に寄る右の板のものを置き。この床の間に寄を近○き夜分を寝ぬ。ひあるの、額を掛け幅をかけてアラを隠すしを見ん心どうするかそのうちである。茶の間とは宮ちゃ書書ちゃ

もの多くて家に居ては便利なよい、三畳の部屋一室に寝ることゝなり、そこへピアノを置くとなると家人と三分一も占領する有様で、なるべく狭隘なる家は困り切る、高もいやなの、便所が一ケ所で、手洗所のないことである、庭は可なり広く四く植込もあるが、一向に風致はないのが気に入らぬ、大体やはり支度の住宅、門切けちやゝ体裁が調へる、所謂十年前の田舎流に逆戻りしたやうなことである、善治郎と偉三郎存命して居る事なら、内子が山積の荷物の中の生活するのは較べると愛は静閑で極楽であると思はれるが、近頃

十二行

も甚だ寂かで面白い家と人数を絶し、朝る寝心地もよつて、ここの落ついたら一二ヶ月著此に従事したい積りである、よし月ばかり此地に帰省したくもある、何分も老境に入つて生活状態が飽き疲れて健康を損する虞もあるから、第五軒目の善治郎を見るにつけ、日課として自己身体に運動をつけねばならぬとうも尾吉を見て善治の貧と交ひ合ふてゐるから、今の世間書著作業をする思ひある生活状態と変更と生しれ機会をこれも思ひ止まることゝしよう、三月十二日母宮と相談をする

○体裁に漸ゆく慣れいて随筆の稿を起しぬ
三月二五日の日記五六十頁書きあげ、此ごろ毎日課に真
の書く習慣を起すことを試みぬ、白河藩の墓
の碑陰文ゆゑまた面の墓表の字やゆゑ大学寮の
碑の石碑の拓本を興す流美寮を心ること
とが自ずから出来たのみならず、金石文を人手を藉
らずして出来ることが多く、自分の手もとにかゝる
美が補助の年に墓の表面に刻すべき字
を法帖から集めること頼んだ早速故陽
詢の楷書を集めて来たのをみて安心した
を携へ来ることを頼み次ぎに碑陰に刻す

へ法名の集字をも拓し一方碑陰文の下書
を自分の手で作りこれを高らかに彼森祐
を久方振りに漢文に直すことを試みた
子清あり急速出来難いと云ふので更に深
彩と引に下書を作り伯祖間源の文を以て
今朝拓本を海内に直すこと
を拓した自分これを漢文に直すこと
の拓本の拓もいまだ早速に出来ないから
死者の為の刻字なるに心忙しいこと
かてゝ八四月中旬の建碑
ら碑陰文は稿成を後に関係者の間に
八ゝ上で集

罪を免するに至るべし、一章毎の意
と思ふも知れず、されど前章のごとく
因て之を、昔賢の法名を高細院章と名
付温文彦士と定まりて、中庸の三十三章
に
詩曰衣錦尚絅。惡其文之著也、故君子
之道闇然而日章、小人之道的然而日
亡、君子之道淡而不厭簡而文温而理
出典いとんびあり、尚絅は黒紗をかぶる意で
あるから故人の性格をよくあらはしてゐる。
早大の正墓碑の碑は花崗岩の特産
採色が春日社に多く納めた物の式に倣ひ

十二行

礼器

あるの碑の折衷をかくれ、
お絵を自然石に可ろうの大石ひあり、外面
もこんこうきに彫刻し、彫刻代洛もも
る設計ひあるに碑ひは日年に墓体
を書かるる故味ひあり。

碑面の大字は欧陽詢の醴泉銘を基
集めて拡大し、背面の法名三行を欧陽詢
の字を集めたこと、大小の献物の銘は
無量寿経の歌林、昭耀の字を取り、
宗全の四柱霊の碑の隷書を拡大し、背
面の年号月日と早稲田大学の建立の二行
は欧陽詢の字を集め清成る　三月末日

結光照耀　映光綴影　長明久照

靜留寒夜雨明徹曉鐘時

清光當永晝久照徹終宵

光浮三界見明破九幽途

爍破冥途宜進步照開法界好參禪

光天星見經晨粲照水蓮開徹夜紅

古圓機活法

其佛國土……光赫焜耀微妙奇麗……

無量壽佛光明顯赫照耀十方諸佛國土

無量壽經

惠燈星懸凝暗雲卷

性靈集　空衆

智燈代日融山之容圓現長夜褰雲黑暗之心

忽銷同

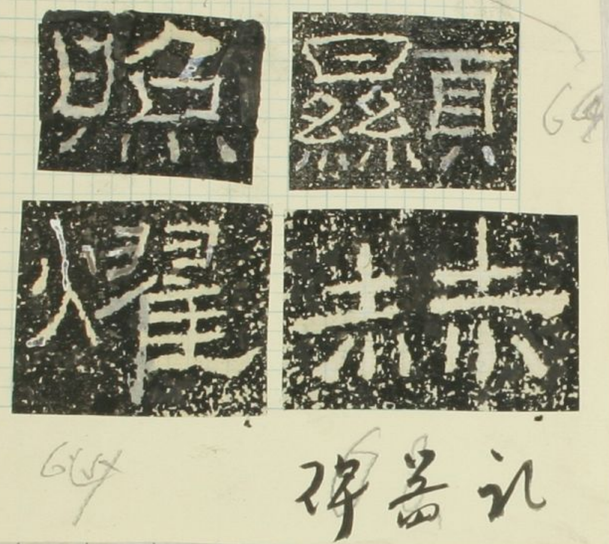

64

64

礼器碑

水鑑銘

清鑒如水

務義無私

燈籠銘

潛德孔昭

幽光不滅

冶山壽

晒耀の耀字麗本等には曜と作り候（とし本願寺の校本には耀と相成候御高説の趣も有之旁〻耀にて無差支候

晒清

晉

謝混の句に水木湛清華

〔電話代表番號牛込五一三番　早稲田大學〕

昭耀の耀字麗本等には曜を作り候（とし本願寺の校本には
耀と相成候御高説の趣も有之旁〻耀の方支候

湛清　晉　謝混の句に水木湛清華

澈　御高説のごとく澈字云〻有之玉篇に水澄せと注し有候
唐僧靈一新泉の詩に泉原新湧出洞澈映纖雲と見え又
清澈などとも熟字するかに候

電話代表番號牛込五一三番　早稲田大學

この随筆を見ずや

市島翁の『春城随筆』

生駒翔翔

随筆ほど作者の人格を如実に反映するものはない。「一年有半」や「墨汁一滴」を読むと、兆民や子規の病苦と闘ふ意力の絶大に驚倒され、「洗心洞劄記」を見ると陵々たる大塩中斎の気骨が、眼前にホウフツし、「言志録」を繙すれば、重厚なる佐藤一斎の風格が胸を打つ。春城市島翁は博識閑雅の老紳士で、その随筆の多趣味、多方面な点で、当代第一人者といへる。私が氏の随筆を読んだのは、「随筆頼山陽」と、「春城随筆」とであるが、前者は純然たる随筆でないとしても、後者においてなんとなく、柳里恭の「雲萍雑誌」を見る感じがする。

書中櫻を論じて、我国木版術の発達に及ぶもの最も興趣を覚えた。「原始の活字」の題下で、島津栄翁の鉄印の事を書いて居るが、紀州家には秀吉が朝鮮から分捕つた銅製活字数万顆を、大坂落城の際家康から藩祖頼宣に與へたのが、後年和歌山城天主閣が雷火で焼けた際大半を失つたが、まだ沢山に残存してゐる。著者はこれを一見される価値があらう。

京都先斗町を「ポントチョウ」と発音するのは、スペイン語から轉化したとの説は、大変面白い発見である。医師や医術に関する記述が非常に多いのは、著者のこの方面に対する造詣を知るに足るが性問題に関する項が多きに過ぎる様なのは、本書の品位の為めにとらない。殊にその内には誤びゆうの個所もある。

『趣味誤震』中には、色々面白い研究や記述がある。『反古趣味』や『酒趣百則』など、最も著者の性格を反映してゐる。書間の趣味を説くうちに、蕪村が大雅堂から大マツタケをもらつた礼状を掲げ『愚子案するにこれは必らず円陽は弓削村の辺なる山より生出でたるものかと存候恐多くも〇〇世に在しまさば可奉入御覧ものを』うんぬんは、当意即妙のかいぎやくと激賞してゐるが、大マツタケを見て道鏡を聯想する如きは、むしろ悪趣味でなからうか、それよりも紀州家の古文書に、清正が朝鮮の二王子を生どりして秀吉に報告したのに対し、秀吉から悪々と捕虜の待遇をてい重にすべき旨諭した返書がある。是等は模範的書簡趣味といへる。たゞしこの頃は著者所集のものゝみに限るのなら、前篇の随筆中に加へるべき価値があると思ふ。

『水百趣』の内に京都の水を称揚して『清レツにして風味天下に冠たり』と書いてあるが、今や京都の水は、友禅染のために汚され井戸水は水道局で検査の結果、百中九十までは不純にして飲料に適しないといはれて居る。著者の飲まれた水は、たま〳〵少ない清良水にあたつたのに過ぎまいと思ふ。

（價二円八十戔　牛込早稲田大学出版部）

○春城随筆
二版出く出入と
して初学術上
おつく批評
出つゝ以上八投
到致ス之ニ掲載
さんとなるあり
三月八日記

十二行

○復寓ひ(もしあるなら)は二三の直則書がある。又谷不倒の「全平本全集解題」(和装)酒井谷平の「温柔と疾痛」遊び故帝河三陽の遺著「無門関の鍵」なども右中である、未だ一つも目を通すいとまがない、但し燕京から出るもまた旅誌「支那風物」だけは寓目した、「燕富」のやうな切りぬき(?)ここに収めてある、此内に支那風俗を執ていろいろおかしきことが載つてゐる、「鐵陰錠」なども有ひである。どこもこんなにあることと見えるが、細妻の貞操を強制するために貞操帯を以つて陰部を約する工風は西洋にもある、支那にも貞操保護藥と云ふがある、とめてそれを守宮めと云ひある藥を

臂に塗る、貞操を破れば忽ちその藥が落[illegible]田そのきすることと云はれてゐる、兒女英雄傳まも小姐が復讐を果すまでは男子と會せずと誓ひ北守宮めを臂に點してゐることが書かれてゐる隨して此役を語るといふも笑話の材料とされてゐる日本の[illegible]てゐる[illegible]

鎮まつたが、梁はどうしても離縁するといふ。

それと知つた妻の親父は大に驚いて親族會議まで開き、種々調べた結果、廣東先生の秘法が原因である事が判明したので、却て親族一同からその愚劣を責められ、梁某は始めて目が醒め自分の輕卒を平謝りに詫まつて問題が圓滿に解決し、目下前に增して夫婦仲が睦まじくなつて居るさうな。」云々。

◇

實に馬鹿々々しい話であるが注意せよ、若し消失して居ればお前の身持ちが惡いことになると言置て出て行つた。

一年經つて畫工先生歸宅して先づ取るものも取り敢ず、羊の畫の有無を檢べて見て大に驚いた。畫工先生の書いた羊は、角が無かつたのに、今見ると二つの角が生えて居る。これを見た先生怒るまいことか「お前は俺の留學中不義をしたらう、勘辨まかりならぬ」と詰めかける。すると妻君が、夫に向つて「そんなことをつしやつたつて、短

自分の書いたものと異つて其の驢が荷鞍を負ふて居る。

妻君は、鞍の無かつた驢に鞍が増えたといふことには一向氣付かなかつたと見え、「妾の貞操はこの驢が確かな證據に立つでせう」といふと、亭主は「いかにも大立ちだ、惡魔が騎つた證據に、鞍を負て立つて居る」といつたといふ詩がある。この詩は「荷鞍」と題してある。

これと同樣の笑話は、ル、モヤイアン、ド、パルヴニル(Le Moyen de Parvenir＝上達方)の

十二行

○偉富ひ（ことを寄せそれに二三の直刑書がある。水谷不倒の「全平本全集解題」（和装）酒井谷平の「温泉と疾病」故市河三陽の遺著「無門関の鍵」などがそれである。未だ一つも目を通すいとまがないが、但此頃の蔵書から出る旅館支那風俗だけは寓目した。「道宮」のうちに切りぬき）ここに収めてある。此内支那風俗と題していろいろおかしいことが載つて居る。「鉄陰錠」などがそれである。どこからこんなものがあることか「細妻の貞操を強制するものは貞操帯」を以て陰部口を約する。之は西洋であり、支那にも貞操保護薬とかがあるといふことで「守宮」と云ひ、ある薬を臂に塗る。貞操を破れば忽ちに其薬が落ちる由を見ぬると云はれてゐる。児女英雄傳にも小姐が復讎を果す中に男子と合せしを抗言し此守宮砂を臂に點じてみることが書かれてゐる。然して此種の話をいふ笑話の材料とされてゐる。日本の古書には砂石集をみるといくつも載つてゐる。

◇

或男が、他行するに臨み、妻君に臥した牛を描いて置いた、その男が歸つて改むると、臥した牛でなく、起つた牛に變つて居る。怒つて妻に詰ると、妻君平氣な顔して「そんなことはおよしなさい、牛は一生涯臥るものではありません、たまには起きますよ」と答へたといふ。これに對し亭主は原文の儘にいへば「さも有りなん」とて許したとある。さうして同書には「男の心は女よりも應揚だ」と附言してある。振つて居る。

◇

これと同じやうな話は紀州にもあるといふ、南方熊楠氏の書いたものに「夫が書いたのは轡（くつわ）附きの馬だつたが、歸つて見るに轡無し、妻を責ると、馬も豆食ふ時、轡を去らにやならぬことを知らぬかと遣込められたり」とある。

「豆喰ふ」といへば、よく東京の落語家がいふ。やきもちやきの妻君、夫に馬の首を書いて他の女に接せぬやうにした、その男、遂ひこれを忘れて他の女に關係したので馬の首が消えてなくなつた、困つて居ると關係した女が「そんなことはわけはない、わたしが書いてあげませう」と、もとの如くに馬の首を書い置く。妻君撿分に及ぶと、馬の首はおるが、自分の書いた畫よりも大きくなつて居る、そこで亭主を詰責すると「あたりまへぢやないか豆喰つたから馬が大きくなつたのだよ」と、何れも話の筋は同じである。

◇

砂石集にはまた、女に對する豫防のみでなく、男に對す豫防法も載せて居る。遠州池田の庄屋の妻が甚だ妬き、磨粉に鹽を合せ、夫に塗つて、夫が娼に通ふを驗證したといふ。

◇

この種の話は支那にも澤山ある。砂石集よりも五百年後に支那に出來た「笑林廣記」に、妻に蓮花を畫いて置くと、不在中に痕無く消え失せて居る、夫が大に怒ると、妻君は落着拂つて「あなたは不適當な物をお書きになつた、蓮の下の蓮根は、食べる物であるから、來る人毎に堀取り、蓮根が枯れば花が散る筈ではないですか」とある。

◇

同書に、夫が他行の際、左に番卒を畫いて置いたのに、歸つて見ると番卒が右に立つて居る、怒つて妻君を責むると「永永のお留守故、左右の立番を振替へました」と辯解したとある。

この種の笑話を書きたつれば限りがない、また露骨に書くことも出來ぬ、この位で擱筆。

十二行

○早稲田学報と余が学校と親しその思出を書き出しなら既に十一回に及び一年を経てみる、[illegible]時の学報なり垂水が一部の賛金を寄せ来れつゝ一年の決算勘ひあるべきなりとの事上げるといふのひ、自分はめて感じ他の学校と違ひてみる校長校長学報の機関紙にもいてみるこの学校の賛金をかゝるものと笑き度しそれも嘗て聞いてゐれば百円入れてあつた。それ程学生流としてみるかのこと[illegible]かおこつてエソバシの思ひ出を[illegible]

○取消すべき広新聞の広告建物を五十坪コワシ屋に売つて僅かに二百円ばかりかゝるこゝろ[illegible]も惜しく思ふ以外に売り残りの旅帳を売却して見んが三百七十円ばかりの洋装を拵へ売りしも、それが四百円ばかりにて売れ[illegible]金銭の一つ[illegible]が[illegible]売のことを考へしにくきといふ無かを起こしを四百円費用の多論の[illegible]の[illegible]金の株の[illegible]円[illegible]五月

○冊後の大震災の都下の木材の値[illegible]騒[illegible]を生じ比幸ひ

自分の家屋を買入れ前に支度大工杉木を買い込んだ者の方へ高くまを買ふのの方法を定めれば後り一割勝者としてもこれ二千円位自分の儲を拂いもらんだの九、

楠瀬日年出仕

三月十六日寄せ

来る

白檀印

文云
春城
大利

○田中○早大の右教授の紹介を以て訪ひ来り学校の紛擾に関係し居ることを報じ尚ほ月末更らに

十二行

漸行を変ずるものありといふ、まんの教授責務者を解職することに、学生十一二名を退学せしむることせといふ、責務の解職と就いて彼の命を本ひ四五の教授委員として詳職を勧告するの手続をとるといふ、更らに退学を命ずべき学生の表(写)動の幹部にも見るべきものあるとて、こんら手のひしやうなるもの居抜くみなるも、今方漸やく反毛をあらいしたるようこんを要分ちんとふるあり、駆擾の相次ぐ世界代おもしろあるとらきんび遣薬をねするい後悪の跡をとゞめ不掃除ハまもしを得ずと今も同意を表し言務こ辞職を勧告すること新聞の論説と異議なければ或る

勧先生に面会を得さることあらば、日ぬるの為
行かんも知れざる事なれば、聴こうさんば先に教授
令の旨に倣し正式に放免まくし、而して教授令
を開くの日と委員勧先の日同日なるを要すと
余らも注意を要す、北の威嚇い早く変決せしむ
る不公平を一義に決定を得る道也、田中も同
意を表して去る、山来危険思想を表こぶ義
を弱し免角教授の内ふんを図ふるの
あり、学校南を意も教授に勧加こるく
るの傾向もあり、こゝ他を絶を締め立まんば校紀を
大切なん、別しも留意を要する音等学校也
教科に於ても北の思想を一掃締まるまんがた科

十二行

るもまた思想の改に悪化の素をなすも大事
とし為なん、学校行政の要するを表するを
得ずと思ふる　三月念日記

○佐賀に移りて十日を経、北の勧業の行いた
のかし

任務陪業

一　勧宣と感情、立働の本義、年
書計業別法、
右任務終来」、強へて帰らん
と校行
一　日誌を書く心得　舞踏を書き
直して「書者」に変ず

一 現工学部の設置
右学部と連載の思出の積り

一 脳想の妙味

一 書簡保存のすゝめ

一 書簡いろ〳〵の使方

右の隠業に入るべきものも

東上野の事も尚はゝかりて昨日の碑陰文
を長短二篇を心つけ、殊に面倒を感じたる八家
和の福沢橋渡の書簡、美を非洗一流の例
諸を細評し此罫紙六枚の巨文長文を是非
早稲田文学に掲載したいと待ふのひらえこば

かきこを書き、全文を手元みつから筆写したの
移居処忙中殊に疲労を覚へた

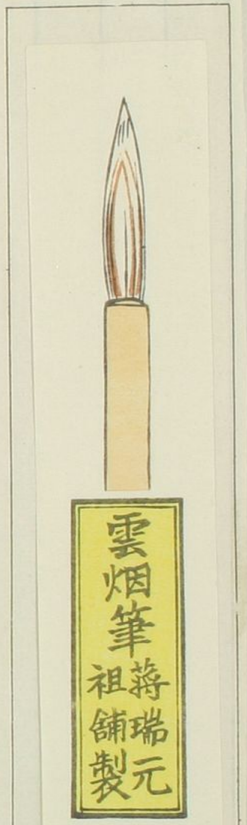

雙柿舍

雙柿舍は逍遙坪内先生の熱海の別業の名である。

二年二月二日、風温い熱海では既に梅の花が七分通り過ぎてゐた。温泉宿や、土産物屋などのならんだ阪道を幾度か廻つてゐる間に塀の中――溝の中――通りの眞ン中――谷川の石の間などから上る白い湯氣を見た。

平地へ出たかと思ふと又阪が來る。爪先き上りの小徑はじめじめして滑りそうである。道が廻ると、今來た街々の家々の屋根が下に見える。

二階よりも高い大きな柿の樹が二ツ、杉の生垣の中に見える。其處が坪内さんですと村の人は云ふ。

先生について二階へ上る。梯子段は中途で左右に折れて分れてゐる。左の方の梯子段を上ると廣々とした海の景が見晴らされる。靜かな海に黑い少さな嶋が一つ霞んで見える。

直ぐ手にとるやうな處に大きな山の出つばりがある。その出つばりの下の處に大小の岩があるが、流石に靜かな海も此處許りは白く泡立つてゐる。

それ等を背景として二株の老大な柿の木が裸で日向ぼつこをしてゐる。

躰を歪めて手を呻ばして、思ふさま踊つてゐるやうでもある。初夏の頃この二つの巨軀に若い綠の衣を着た時はどんなであらう。若葉の色が殊にすきである。その中でも柿の若葉程すきなものはない。それだけにその美事さが想像される。明るく快い日光が輝く葉の色もいゝが、その日の光りを若葉に透して見ると猶美くしい。

嘸かし秋の色づく頃も亦捨て難いものがあらう。楓の紅葉したものは一樹一体の色で變化に乏しい。併し柿の紅葉したのは葉一枚々々に皆色が違ふ。私は楓よりも柿の方が好きであるなどゝと思ふ。

廊下に立つと目の前の景色は更にひらけて左の方にも山の出つばりが見える、右と左の山が海を抱くとも見える。山と山との間の海は鏡のやうに輝いてゐる。

歩を移すと直ぐ足もとに紅や白の梅の花が一つばいである。寒からぬ風はこれ等が吐く香りを抱いて彷徨ふて行く。

書室へはいる。

四疊半一間の地板床には塵一つもない。床に隣つて書院が設けられてゐる。書院の板は少しく刳られてゐて、倚れ心地がよさそうである。先生はその下の引違ひを開けながら、「膝を入れる爲めに作つて見た」と云はれる

其處に座ると恰度誂へ向きの場所に面皮の柱がある。それに倚れると窓を通して山が見へる、目と鼻との處に杉の立木が二三本かたまつてゐる。その蔭に杉皮葺の小屋が見える

小屋の中から馬が呑氣さうな顔を出す。

不圖いつか市嶋先生の話された「小羊が馬と相對する」の小窓の事が、これだと思ひ出す。

窓の上にはセクスピアの墓石の拓本がかゝげられてゐる。

右手の壁に沿ふて作られた小出しされた本の置場所である。先生は背後の小さい開をあけながら、「夏向きはいゝ風が此處か流れらてくる」と云はれた。どこまでも氣のいた利建て方である。

お座敷の眞ン中へ出る。

床には横物がかゝつてゐて、床脇の袋棚には古い芝居の番附がはられてゐる。その上に古い大津繪の繪馬がある。その下の器局には先生のおもちやがならんでゐる。その反對の側に筆掛けがあつて、大小の筆がかゝつてゐる。

座敷の片隅に立てられた二枚折には、いろいろの畫や書が張り交ぜられてゐる。それに對して「大我」と選ばれた泰山の石經の扁額

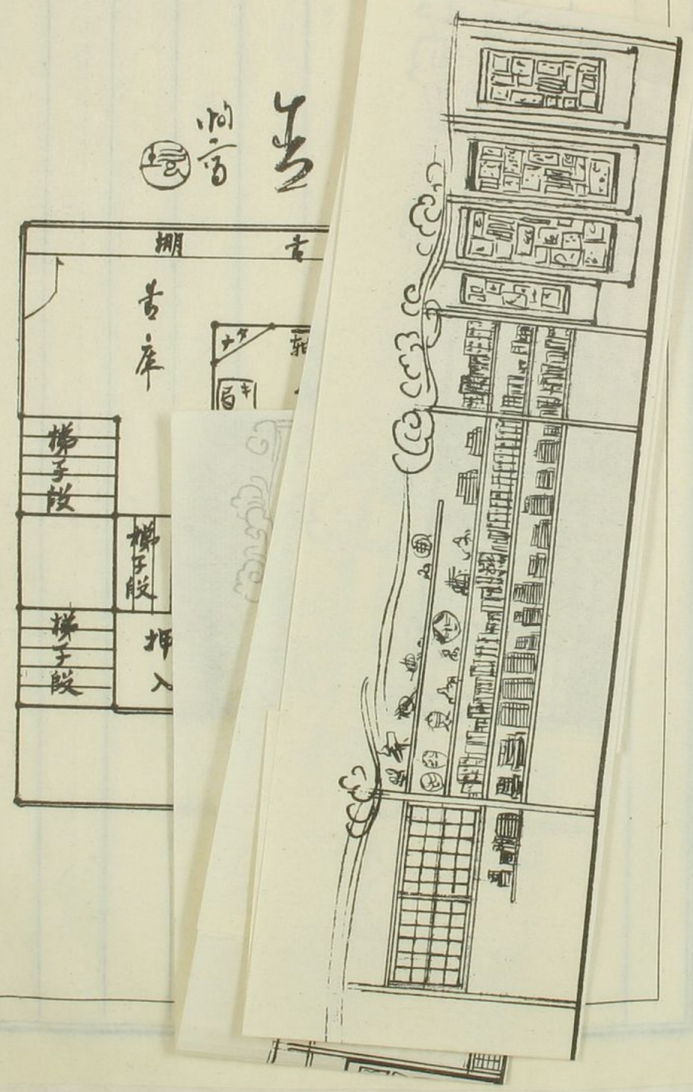

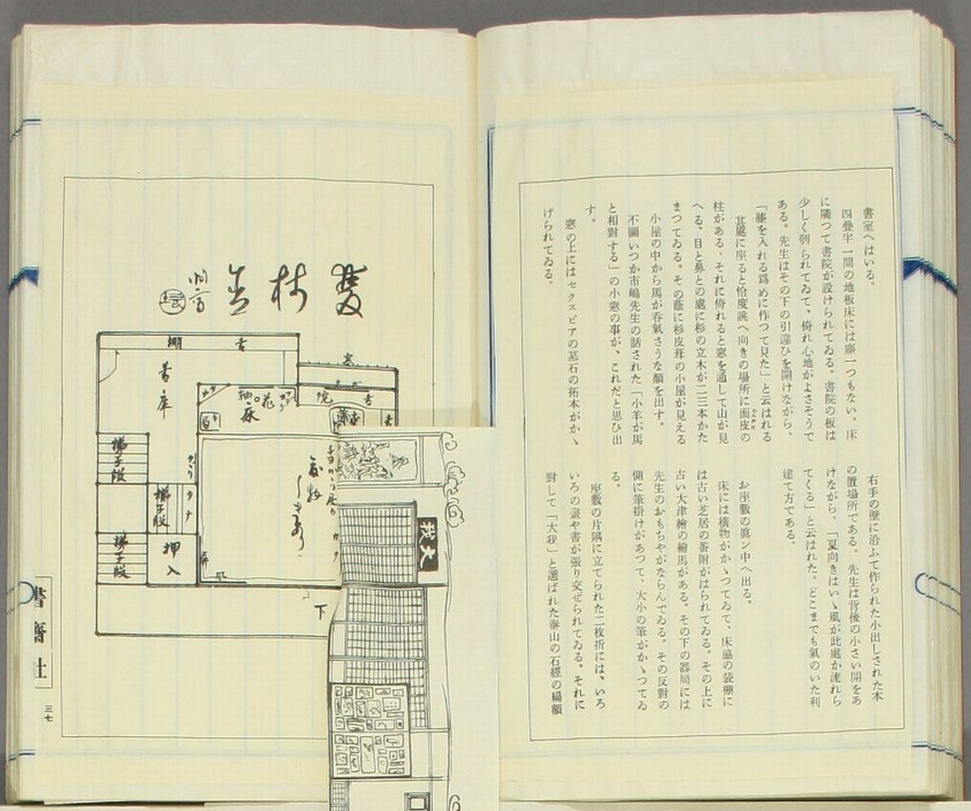

書室へはいる。

四畳半一間の地板床には藤一つもない。床に隣つて書院が設けられてゐる。書院の板は少しく倒られてゐて、倚れ心地がよさそうである。先生はその下の引違ひを開けながら、「膝を入れる爲めに作つて見た」と云はれる。

其處に座ると恰度談へ向きの場所に面皮の柱がある。それに倚れると窓を通して山が見へる。目と鼻との處に杉の立木が三三本かたまつてゐる。その蔭に杉皮葺の小屋が見える。小屋の中から馬が呑氣さうな顔を出す。

不圖いつか市嶋先生の話された「小羊が馬と相對する」の小窓の事が、これだと思ひ出す。

窓の上にはセクスピアの墓石の拓本がかゝげられてゐる。

右手の壁に沿ふて作られた小出しされた本の置場所である。先生は背後の小さい間をあけながら、「冥向きはいゝ風が此處か流れてくる」と云はれた。どこまでも氣のいた利建て方である。

お座敷の眞シ中へ出る。

床には横物がかゝつてゐて、床盛の袋棚には古い芝居の書附がはられてゐる。その上に古い大津榊の榊馬がある。その下の器局には先生のおもちやがならんでゐる。その反對の側に筆掛けがあつて、大小の筆がかゝつてゐる。

座敷の片隅に立てられた二枚折には、いろいろの謡や書が張り交ぜられてゐる。それに對して「大狂」と題ばれた泰山の石經の縮額

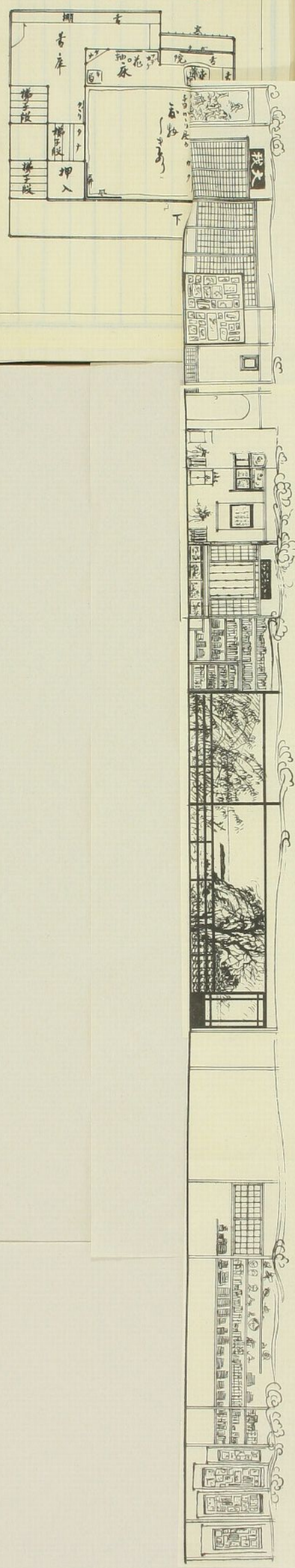

がある。

床脇の小さいくぐりをはいると、其處は一体の物置きである。此處にもいろ〳〵の本がある。いろ〳〵の假面がある。いろ〳〵のおもちやもある。いろ〳〵の版畫の張交ぜの軸もかゝつてゐる。その掛物にじつと目をそゝぐと、清倍もあれが春信もある。大津繪もあれば漆繪もある。

かうして好きなものばかり一ッばいである

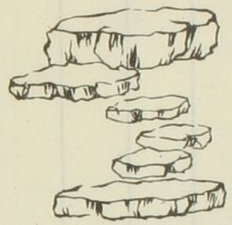

岩段沓拔組方

此のごとく岩組沓段は定法の眞の飛石を据ゆるにおなじ、飛び石踏み初になる石を心信の二石を兼るの石を置べし、この飛石の形に略式を以て取扱ふとしるべし

のに、少しもごみ〳〵してゐない。飽迄でも清潔で且つ明快である。

一体に名古屋邊りで見るやうな感じの建物である。どこまでも氣が利いてゐるが下品でない。便利がよさうで無味でない。

茶室よりは天井も高く、明くもある。けれども決して騷々しさを思はせない落付きのある書齋である。（楠瀬日年）

支那料理研究

支那料理の第一珍品
燕窩（燕の巣）

江漢生

◇

支那料理に就て毎號書いて見やうと思ふが、先づ支那料理中の第二位は魚翅（ユイチー）即ち（燕の巣）である。

（エンウォー）即ち「燕の巣」で（譬り皆）、第三位は海參（

年七月二十一發行）に燕巣は泥と糞なり、いづれも近づくべからず、而も南清大宴の饗食これを最高に置く。とある。當時同地を通過し、汽

するが、その味は餘程の通人でなくては解らぬと思ふ。而も燕窩單獨ではなく、肉類野菜等を混ぜて煮なければ味ひがない。

里燕は、何人も知つて居る如

海山洞穴間に備へ、冬月退毛の食とする。

とある。其他の文獻は勿論、南支邦の通人に聽いてみても、皆雛を育てる巣ではなく、冬期の

用に同窩の間に守へて置く食料

居る。

（家）の丸燒を出し、膳夫僕人皆禮服を着用に及んで、宴席の傍で料理せねばならぬことになつて居る。

燕窩を主とする「燕菜席」はその二位であるが、貴賓を迎へる時には、必ずこれを用ふることになつて居る。貴賓に限らず親密なる友人を遇する時にも、この料理を以てすれば最上となつて居る。

◇

一體、この「燕窩」は何であるかといふに、支那に永住して

支那料理研究

支那料理の第一珍品

燕窩（燕の巣）

江漢生

◇

支那料理に就て毎號書いて見やうと思ふが、先づ支那料理中の珍品として第一に位する有名なる「燕窩」日本人が俗にいふところの「燕の巣」に就て說明する。尤も本稿は一度新聞で發展したことがあるが、「燕窩」とはどんなものであるか知らない人が多いやうであるから、舊稿を補訂して揭げる。

◇

數多い支那料理の中に「三珍品」がある、その第一位は燕窩（エンウォー）即ち「燕の巣」で第二位は魚翅（ユイチー）即ち（鱶の鰭）、第三位は海參（ハイシエヌ）即ち「なまこ」である北京では第三位を燒鴨といつて家鴨（あひる）の燒いたものになつて居る。

「燕窩」は第一に位するから、これを「榮冠」とか「燕窩頭子」と稱する。尤も料理としては、「燒烤席」俗にいふ「滿漢大席」が第一位にあるやうで、之には燕窩、魚翅、海參等を主とし、之に燒猪（シヤオチユウ）とて猪（家）の丸燒を出し、膳夫僕人皆禮服を着用に及んで、宴席の傍で料理せねばならぬことになつて居る。

燕窩を主とする「燕菜席」はその二位であるが、貴賓を迎へる時には、必ずこれを用ふることになつて居る。貴賓に限らず親密なる友人を遇する時にも、この料理を以てすれば最上となつて居る。

◇

一體、この「燕窩」は何であるかといふに、支那に永住して度々これを口にして居る者でも單に「燕の巣」であるといふことを知つて居る位で、その產地や、採取の方法等を知らぬものが多いやうである。燕といへば普通の里燕とばかり思つて居る人が多い。里燕は泥土を以て巣を作る、この泥で拵へたものを食膳に上すとは、支那料理の進歩驚くべしと誤解して居るものが多いとは滑稽である。

現に大阪の關西日報（大正七

年七月二十一發行）に

燕巢は泥と糞なり、いづれも近づくべからず、而も南清大宴の饗食これを最高に置く。

とある。當時同地を通過し、汽車の車窓より此新聞を買求めて見た私は、思はず噴き出した。日支間の誤解は、手近いところでコンナ邊から起るのであると思つた。明末の著述家で、八宗兼學八白屋學問の泰斗たる李笠翁の著した「食饌經」は、支那料理のコツキングブツクで、珍無類の料理法が述べてあるが、泥燕の巢を料理する事は載つてゐない。

◇

然らば、支那料理に用ゆる「燕の巢」とはなんであるかといふに、「里燕」でなく「海燕」の巢である、一見すれば生白い心太の出來損ひみたやうなものである。支那人が珍重する割に、餘り美味ではない、我々日本人には舌鼓を打つといふまでにはゆかぬ、高尚といへば高尚とも稱するが、その味は餘程の通人でなくては解らぬと思ふ。而も燕窩單獨ではなく、肉類野菜等を混ぜて煮なければ味ひがない。

里燕は、何人も知つて居る如く、身體は小さく、翼は大きく恰も翦斷したやうな長い尾が二つに岐れて居る然るに「海燕」は、身體が大きく烏のやうである。燕窩を作るものは「金糸燕」といふ海燕の一種、主として南洋の諸島に住んで居る。

◇

「燕窩」の「窩」は、元來「くら」「いはや」の意であるが、「巢」とも解釋が出來るので、一般に燕窩を「燕の巢」と稱するに至つたのである。

半可通は、燕窩は卵を產むため、雛を育てるための巢と思つて居るやうであるが、それは大間違である。手近の辭源に據ると

燕窩は、金絲燕營む所の巢である、その大なる者は烏の如く、魚を啖ひ涎沫を吐いて、海山洞穴間に備へ、冬月退毛の食とする。

とある。其他の文獻は勿論、南支邦の通人に聽いてみても、皆雛を育てる巢ではなく、冬期の用に洞窟の間に貯へて置く食料であるといふ。

◇

其の原料に就いても種々な說がある。前記の如く、魚を啖つて涎沫を吐いたものともいひ、魚肉と心天草の一種とを組み合はせて、營つたものであるともいひ、食經には

海濱石上に海粉あり、積結して苔の如く、燕之を啄食し、吐出して窩と爲す。

とある。要するに海草の一種には相違ない。

其の種類は、單に白色のみと思つて居る人が多いやうであるが、實は赤、黑、白の三種がある。赤が第一の珍品で、且つ小兒の疱瘡には無類の妙藥といふが容易に獲難い。黑色のものは羽毛交雜して血痕さへある。こ

の赤と黑を「毛燕」と稱し、白色のものを「官燕」といふ。料理としては純白なる官燕を貴重なるものにしてある、普通支那料理に出るものは官燕である。

◇

產地は南洋の諸島を主とし、支那では廣東の陽江縣附近の海島に絕品が採れる。

斷岸絕壁の中に有るから、その採集には甚だ困難を感ずる。殊に金絲燕は猛鳥と稱せられて居るから、土人は皮衣皮帽してこれを探る。燕が人を見ると驚いて羽を以て擊つ、老人や弱い者は、崖下に墜さるゝことが往々あるといふ。

そこで多くは猿に採らせる。其の方法は、南山爛石の「晴窓閑談」といふ書物の中に

この採集用の猿は、一舟に大抵五六匹づゝ載せられ、斷岸の下に舟を緊き、親方に木綿製の袋を負はせて貰ふ、この袋の中には二三日分の猿の食糧が入れて有る、猿は之を背負ひ、すばやく斷岸を上る、親舟へ歸るまでには、其の袋へ一杯に燕の窩を入れて來る巧拙と勤惰とは、猿の世界も同じ事で、甚しい怠惰けものになると、食糧ばかりバクついて一つも燕の窩は特つて出ず、山の中で二三日ゆつくり寢込む奴もあるさうだ。

と書いてある。

◇

支那では猿は往々こんな場合に使用される。揚子江畔に君山といふところがある、「君山の茶」といへば、支那第一の名茶とされて居る、これは茶そのものに別段變つた風味があるといふのではなく、この茶を採集するのに非常なる困難と手數を要するからである。

君山の頂上に數本の茶樹がある、もとより人は登ることが出來ぬので、燕窩採取と同樣に猿につませるといふことである、だから貴重になつて居る。前清時代には勞頭に天子に献上した茶」といへば、支那第一の名茶とされて居る、これは茶そのものに別段變つた風味があるといふのではなく、この茶を採集するのに非常なる困難と手數を要するからである。

君山の頂上に數本の茶樹がある、もとより人は登ることが出來ぬので、燕窩採取と同樣に猿につませるといふことである、だから貴重になつて居る。前清時代には勞頭に天子に献上した

といふことである。

餘談はさてをき、採集に巧な猿になると、一匹五六百元を下らないといふ、この位の猿になると、一日平均一斤は採つて來るさうである。一斤は燕窩百個（乾燥した目方にて）位、普通が二百兩、極上等になると、二百兩もするといふ、數年前まではその半額位の相場であつた。

◇

支那で燕窩を珍品として料理にしたのは、明末からである吳梅村の詩の註や、王仲威の署窓臆說等に書いてある。民國十二年六月、王十森といふ人が、人造燕窩を發明し、農商部にて審査の結果、工藝品奬勵章程により褒狀を給與されて居る。

爾來この摸造品を使用することが多くなつた。現在普通に支那料理に用ゐられて居るのは、殆ど摸造品といつてよいのである、さなくば眞模混合が多い、純粹の燕窩であれば、一皿十二三元位を出さねばならぬ。

講話

●書籍の蟲

日本圖書館協會理事　橘井清五郎

編者曰　本編は昨冬東京朝日新聞紙上に登載せられたるもの斯學研究上參考に資すべき點多ければ茲に轉載して參考に資することとなせり請ふ之を諒せよ。

思想の害　人間の思想といふやうな無形のものを、何とかして一の形に凝結してポッケットへいれて持ち運んだり、紙包にして小包で送つたり佛壇の抽斗へいれて置いて永遠に保存したりすることが出來れば、誠に重寶なことであらうと思はれるが、現今の科學者の手では不可能なことである。然し太古の民が知らず識らずの間にこの不可能な事を可能にしてしまつて居るのに氣がつかずに居るやうである。人間が自己の思想を繪畫をもつて發表することを自然と知つてから、漸次に文字といふ一種の公認の符號を作りだして、思想の保存や運ばんをなすことに成功した。人間が世界の生物中最優秀の位置を占めて居るのは、種々な原因があらうが、この思想の保存や運ばんがもつとも與つて力あるは申すまでもない。古代の土瓦本や方策本の經歷を過ぎて革布本時代にいり、益調法に利用せられ、遂に紙本時代に入つてから急に人間文明の發達を增進した。若し人間にかゝる至便な方法がなかつたら、恐らく人間もさると同じく、山野を放浪する單なる動物であつたであらうと思はれる。これを思ふと、書籍は人間に取つ

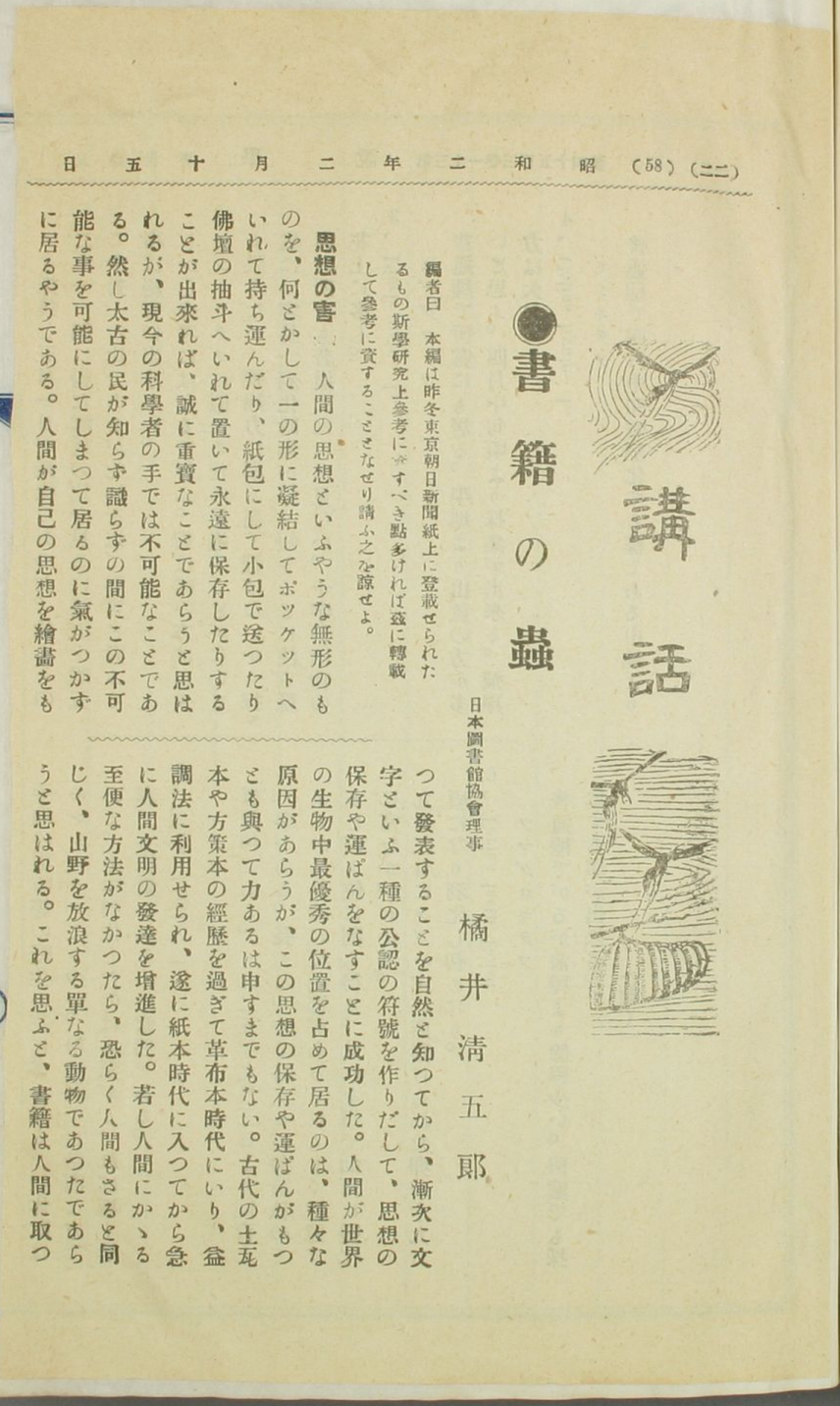

講話

●書籍の蟲

日本圖書館協會理事　橘井清五郎

編者曰　本編は昨冬東京朝日新聞紙上に登載せられたるもの斯學研究上參考に資すべき點多ければ茲に轉載して參考に資することとなせり請ふ之を諒せよ。

思想の害　人間の思想といふやうな無形のものを、何とかして一の形に凝結してポッケットへいれて持ち運んだり、紙包にして小包で送つたり佛壇の抽斗へいれて置いて永遠に保存したりするつて發表することを自然と知つてから、漸次に文字といふ一種の公認の符號を作りだして、思想の保存や運ばんをなすことに成功した。人間が世界の生物中最優秀の位置を占めて居るのは、種々な原因があらうが、この思想の保存や運ばんがもつとも與つて力あるは申すまでもない。古代の土瓦本や方策本の經歷を過ぎて革布本時代にいり、益

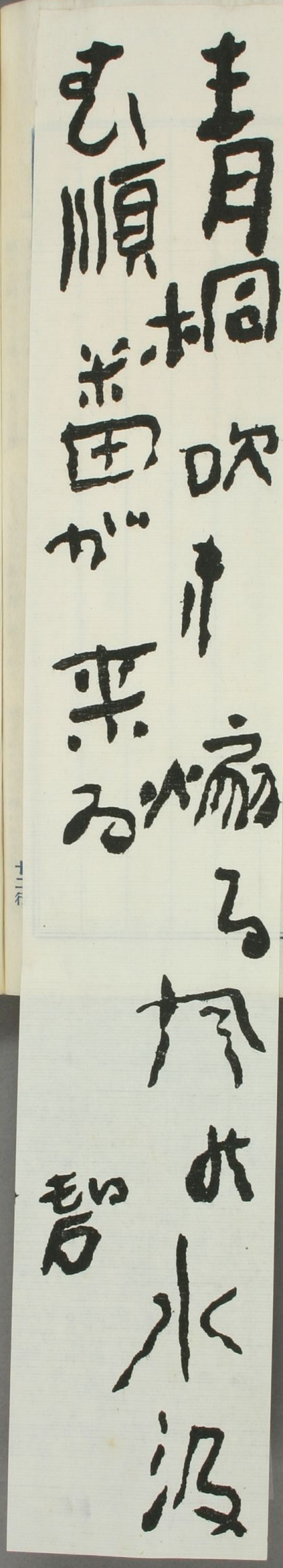

にすべきものでない。今一片のパンに一匹の蟲がついたとしても、台所の問題をひき起す。人類の至寶たる書籍が蟲に食ひ盡されることは、天下の大問題でなくてはならぬ。

害蟲の種類　ホレース、オビッド、マルシャルおよびルシアンなどが昔から書物の蟲のことを言つて居る。東洋でも驅蟲劑としてうん香の用ひられたのは隨分古いことである。それ等によつて見ても、一年中に水火の二つが害するよりも、この一小動物の方が書物や紙を破壞することが多いことが知られる。しかも書函や書庫などがその蟲の領土であることは事實であり、又蟲には天然の能力があつて、蟲に特別に適した植物や鑛物を含む品物を常に搜索して居るものであるとして居る。しかしこの書物の蟲をのり食蟲、表紙食蟲、紙食蟲の三に分けて居る除蟲劑はいづれも無効である何故なれば一の蟲に毒なるものは他のものを引寄せるから、結局それ〴〵毒になるものを皆な合せたよりも、清潔にして置くのが有効であるとして居る。

のりくひ蟲　右の基礎となつた考へは多少誤りがありとするも、結論は今日でも同一に歸着する書物をあらす蟲は一種でない事は明かで、のり食蟲としてもつとも明白に認められて居るのはレピスマ、サクチャリナの學名を有する衣魚、すなはちシルバーフキッシュである。東洋では字を書くに紙を用ひて居た時代よりの害蟲である。俗にはく蟲で通つてゐる、銀りん粉を着けた細かい、魚の如き尾を有する彈尾蟲である。大抵濕氣を含む暗所に隱れて食害をなすものであるが、驅除はナフタリンやしやう腦で十分で、白たんや沈香の如き香木でも驅除出來るが、ゐる場所の濕氣を去る事が第一有効である。のり食蟲の今一つの普通のものはブラッタ、アウストララシヤと稱する油蟲である。新しき西洋本の表紙の第一に荒されるのはこの油蟲である。茶かつ色の一寸位のやゝ大きな體くを有する蟲で、よく台所などへでるものである。この蟲の先祖は東洋で今では西洋にもなれてゐる。數日の間に數度皮を脫して生長する繁殖力の强い蟲であるが、產卵するとすぐ死滅してゆき一年に四五月の頃一度の生殖をなすのみである

から、よく注意して捕獲し。その產卵を見つけて打つぶしてしまへばよいので。驅除には割合骨の折れない蟲であるが、西洋人は本の蟲といへば、第一にこの蟲を揭げて居る。次に表紙食ひは、主に皮革又は毛をもつて織られたる布表紙を荒す蟲といふので、カーペット、バッグである。その形一分位のやゝ橢圓形で、全身黑毛をもつて被はれ形の似たる所からバフワロー、バッグとも稱せられて居る學名はアントレヌス、ヴワリアスであるこれは動物性の布を荒すもので、紙などにはつかぬ蟲であるから、東洋では問題にしなかつた蟲である。濕氣をよく注意してをれば、その害を避けられるもので、嚴格にいへば書籍の害蟲でないのである。

紙くひむし 書籍の大害蟲としてもつとも困らされるのは紙食蟲である。前述の蟲はいづれも書籍の本體を侵すことが少く、のりのある表紙や背皮を食つたり、表紙に用ひられた毛織物や革などの動物性のものばかり侵すのみであるが、紙食蟲は書籍の本體を侵すのであるからもつとも恐るべきものである。西洋では紙の使用は余程後世でもあり、かつ製紙の法が異つてゐるから、昔より今に至るまで東洋ほど問題になつて居ない。一七二一年ベルリンのフリッシュが始て乾いた食パンの中で書物に穴を開ける蟲の一を發見し、一七四二年にブレヂゲルがこれが豫防の法を論じ、一七五四年ロンドンのゼントルマン、マガジーンが防蟲劑としてこしやうや明ばんが有効であるとを述べ、ゲッチンゲンの理科大學ではこれがその場限りの姑息法であることを證據だて、懸賞までしてこれが防禦法を求めたが、つひに良案が得られなかつたさうである。この頃の圖書衞生のことを書いた本でも、この蟲を見逃して居ることがあるほど。歐洲ではこの蟲を恐れて居らぬと見ゐる。學名はアノブリアム、パニセアムであるが、パン食であるからブレッド、ボアラーと通稱されて居る。東洋では古來この蟲にどれほど苦しめられて居るか知れぬ。で、この成蟲は五厘位の大きさでかつ色の甲蟲である。初夏の交に子蟲よりふ化して、產卵して死んでゆくので、書物に穴を作るのはその子蟲時代である。自己の身體に適せる大きさの穴を作り、漸次トンネルを作つて前方へ進んでゆく

後方には食さしのくづや脫ぷんを殘してある。蟲くひ本を開けて粉塵が落ちるのはそれである。この蟲の中に體驅肥大で、繭を營んで居るものもある。この種のものにかゝつたら如何なる書物でも全滅である。この紙くひ蟲の撲滅驅除には古代より種々の方法が行はれて居る。第一には蟲の嫌ふ煙草葉や銀なん葉などを紙の間へさう入して置くことや、香らんやくん菊などを書物に近づけることや、うん香や白たんなどでくんすることや、しやう腦、沈香などを散布することや、進んでは書庫を密閉して藥草でくん蒸することなども行はれた。しかしいづれも暫時にして効力を失ひ、蟲害は思ふやうに避けられないのである。

書籍の衞生 近頃はりう化物をくん蒸してこれで退治するのであるが、氣體の効力は一時は有効であるが長くは續かぬ。やゝ永續的の避害法としては製紙の際石灰明ばんなどの鑛物を適量に交せて、蟲の齒の立たないやうなことをもう少し研究してほしい。蟲を發見せしめてそのしよく害を恐れるより、始めから蟲の生育出來ぬやうに注意すればよいのである。それは溫度を低くし、濕氣を少くし、氣溫の變化を緩やかにして、害蟲が生育にたくぬやうに取扱へばよいのである。その程度方法等をしんしやくするには、多少昆蟲學の知識や、物理學や氣象學の心得がいるので、これが說明もやゝ複雜に涉るから、これは他日に讓らう以上の外に書庫などの不完全から蒸熱のために白蟻を殖やして、書籍書架はもちろん、倉庫までも損害を被らしたり、書庫の周圍にかしや檜などを植て、天牛俗にカミキリムシを發生せしめ、夜間窓戸を開放して燈火でこの蟲を庫內に誘致し書物や書だなに鐵砲穴を穿たしむるやうな實例もあるから、能く注意せねばならぬ。

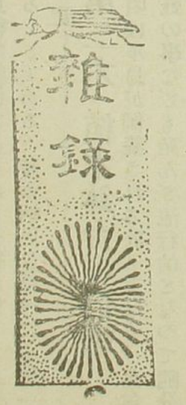

●白蟻斷片 (九)

名和梅吉

○昆田の墓前に置く献燈の銘に前掲の如く不束ながら吾れ自から定めたまひし出来栄の後物
唯の撰文漸々に成る、燈の銘に云へるごとく
十歩百歩、聖の弟子に有る、燈の銘に云へるごとく学顒若たるものもあり
今の人の到底解難し

寄者ヨリハ先方ヲ主トシテハ何如乃チ須徳ノ意

燈
徳輝
靈照
揚光
照闇
盥
洗心

易云、聖人以此洗心、退藏於密、
有孚顒若　觀卦
又云、觀盥而不薦、有孚顒若

二子ヲ有孚若ハ顒若

本義云、盥、將祭而潔手不薦也、薦奉酒食以祭也、顒然、尊嚴之貌、言致其潔清而不輕自用、則其孚信在中、而顒然可仰、戒告者宜如是也、或曰有孚顒若、謂在下之人信而仰之也

昆田君文次郎、父左一郎母富田氏、文久二年九月廿八日越後新潟田に生る、幼時家道振はず、苦学惨憺、明治十五年発憤東京毒門の法校に入り法科を修む、此校乃ち早稲田大学の前身とする、業成り代言人試験に登第、先輩岡山重吉の雇法律事務所に投じ、勤学数年弱冠を終養を積む、某年古河鉱業会社に入り技術格勤三十年、終る理事長に進む、功績甚大也、君亦母校の為めに尽くし人の事業を助けること多し、君の性、執拗実敢厚、剛毅の資を有して鞠躬倦まず、逆抑身を持して人と争はず、忍耐事に当り能く難局を理す、絶て名利を求めず功を人に譲り容を自ら

家の功績を云はず、岳父自ら奉ずる薄く、人の急を救ふこと敗を素より意とせず、人格皆君の人格に服す、昭和二年一月某日共業を易へ、故旧四友人挙げて痛惜す、古河鉱業会社、義を社葬の礼を以てし、朝廷亦従五位を贈らる、君年を享ること六十有六、配稲田氏貞淑の称あり、一女春子早く夭し、亡子童生の二子

此物故者碑陰の人の下書なり、これを物語るし漢文を求めし不文素より辱なくも、多くの浪論を揮ふべきも、余の意に満ず、父母の名を明し、家系に詳子の名を略し、余の意に充

ず、先角代作人委員に賞くこと多し、氏文く金小稿を漢洋文に訳せんことを伯仲菊に托す、物産の文左のごとし、

十二行

昆田文次郎君墓表

有冥々之功而無赫々之名者吾於我昆田君乎見之君起身寒微學東京專門學校修法學中狀師試爲先輩岡山兼吉所知後以其薦入古河鑛業株式會社陞爲董事爲人温厚寡默臨事敢行初古河氏之開鑛也謗議沸騰創業太艱君佐其主應酬經營三十年各稱事宜遂底其績然未嘗自言勞人亦不多識久而功效自著上下信任益篤東京專門學校者即今早稲田大學也大學之成賴君贊襄者甚多君亦以劇忙任其維持一校倚而爲安惜哉齡

未中壽而歿。距生文久二年九月廿八日。享年六十六。實昭和二年一月　日。嗚呼近世時態一變。新業竝興。即如君所幹早稻田大學。如會社。要之其業得失盛衰。關于國家民人也亦已大矣。則君之功勞。宜赫々著稱。而未然者。是在君也。固無輕重矣。在國家民人也。豈可不思耶。君名文次郎。初名文彥。越後新發田人。其歿會社以社葬禮而葬之。事聞。九重詔特贈從五位。予之交君久矣。頃者遺族故舊。俾為書其梗概。刻于墓石。誼不辭也。若夫世系性行事功之詳。則有別碑具焉。故今不復及。

昆田文次郎君墓表

君通稱文次郎。幼名文彥。考曰左一郎。妣福田氏。以文久二年九月二十八日。生于越後新發田。明治十五年。入東京專門學校。乃今早稻田大學也。君修法學。中狀師試。爲先輩岡山兼吉所知。鞅掌其法律事務者數年。頗有所修得。後以其薦。入古河鑛業會社。爲庶務課長。輔佐社主。拮据三十年。日夕不懈。後選爲理事。遂進理事長。君又以劇忙。盡力早稻田大學。贊襄之功居多焉。爲人剛毅誠實。而韜晦謙抑。溫厚寡默。與人無爭。耐忍膺事。處煩理難。諄諄措辦。功則

讓人。未嘗自言勞。而奉身儉素。無他嗜好。以賙窮濟
美爲樂。賴以立身成業者甚多。是以人皆服其德。蓋
今世實業家中所希覯也。昭和二年一月二十一日。
以疾歿於東京。享年六十六。事聞。特旨敍從五位。
古河氏亦特以社葬禮葬之。後歸葬於新發田先塋。
配和田氏。性行貞淑。內助尤力。一女春子夭。養嫡孫
平爲嗣。
昭和二年
月
友人　市島謙吉述

撰

昆田文次郎君墓表

君諱文次郎。幼名文彦。昆田氏。考曰左一郎。妣富田氏。越後新發田人。弱冠東遊。入東京專門學校修法學。乃今早稲田大學也。學成。中辯護士試。爲先輩岡山兼吉所知。勾當其法律事務有年。後以其薦入古河鑛業會社。輔佐社長。拮据勵精。三十年如一日。遂進理事長。人咸信賴。昭和二年一月二十一日歿。距生文久二年九月二十八日。享年六十有六。事聞。特旨敍從五位。會社以社葬禮葬之。後歸葬於新發田。君天資剛毅而誠信。接人温謙。處事

詳慎。能釋難解紛。而不自居功。奉身儉素。以賙人窮
成人美爲樂。後進賴以立身者頗多。而未嘗見德色。
又夙贊畫早稻田大學事業。其功亦多云。配和田氏。
有賢婦稱。生一女。夭。養姪强平爲嗣。
昭和二年四月　　友人　市島謙吉　撰

北海道湖の湖畔を経て以上
室蘭にて

四月吉

隨筆文藝に就て（下）

加藤朝鳥

隨筆文藝に就て

加藤朝鳥

詠　近　廬　山

物　蛇　田　飯

○[illegible]三十日を経過したるも、此間
新築工事の高麗の高麗の棟梁抗夫二十人、土盛、礎
石工事、結終つて四月五日上棟式を挙げ、八月末
相成るべき筈にて、[illegible]、[illegible]高麗の自人のも
高麗の高麗の棟梁を毎日の課として隨時その指
を修めること漸次に習慣となり、日々業務約
二十枚位を仕り四五時頃を費すも倒れず最
早五百枚程書き畢りたり。高は全部
を書きつゝ一内[illegible]百を[illegible]する[illegible]、舊好
きにて其他は彼主ず、書直しを[illegible]
[illegible]の高麗の[illegible]
[illegible]の如き一旦[illegible]
[illegible]心解[illegible]を常に[illegible]
[illegible]元捨る

十二行

[illegible]の時間を費し、さらに[illegible]
仕りたる高麗は滿足[illegible]
[illegible]なり[illegible]
生ず、忙しくこと[illegible]
(四月八日誌)

○[illegible]高麗を移してから他者の稽を修[illegible]忙しく、自分の四方過ぎる陳[illegible]
[illegible]手を入るゝものあるも去月の末から日七月と
[illegible]

一周年解　四冊

えを組織の若び多くなりたるが、
[illegible]

で上梓したことがあつても誤謬
脱ではあるが稀覯の書である

一 孫蕙詩 一冊

享保版で、蕙が妃めて来朝
した頃、邦人は珍らしくも思つ
て来時の詩人達の作品は紅いろ
くの詩が出来てゐる、こんな
美しさを集めたものである分家
花の蕙の工夫」と併せつゝ(べき)
ものである。

十二行

一 四書唐音雅 上下合一冊

四書の音を唐音で訓し
たものである。享保版で長崎の
有名な通詞の唐が作り、美が
訓したものである、珍書の一部(重)
三百部も可惜

一 大雅行書千字文 一冊

大雅の書は拙いいろ〳〵あるが、この文の
手も入つたことが知めて〳〵ある、大雅
の能筆であることは千文び
知らず巻尾に数行の跋語が

ある

一 野澤名所燒餅　五冊

西野の流と後水尾天皇著
者年代不明なれども寛保頃
のものならん後人元禄人と異な
るものも

一 宋元明厚象番印譜　四冊

近年の版なれども精版なり元

明諸大家の印を多く集め印
鈕まで一々あらはしあり

一 七十二候戯　二冊

文美齋蒙　椎子玄生画、七十二候
の詩義也画に数段あり既に
すでに出る。

詳解漢和大字典

市島春城

新刊紹介

セイヌ河の畔の古本屋

¶ Die·III·Fabel von dem dieb vnd dem hund·
on den triegem söll wir dise fabel hörē

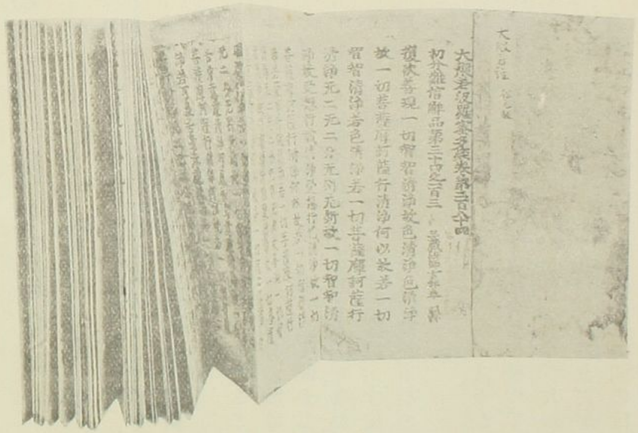

我國に於ける最も古い刊行書

Hsiiau Tsang によりて梵語から漢文に飜譯せられたる金剛經の一部にして保元二年（西千百五拾七年）に我國に於て刻せしものなり（British Museum.）

十二行

コレハ本ノ寸法四寸二分

日本隨筆大成内容見本

紙魚室雜記

城戸千楯著

以文會定　文政六年未四月廿日於東洞院二條上ル三濃佐席會之節入社即行事相勤

一當會申合之儀は、天文、地理、人事、經傳、諸書何によらず、御銘々御發明之說共有之候へば、無御遠慮御演舌有之、又御不審之事は無御遠慮被仰出候而、相互に無伏藏思召之程を被述候樣に仕度事、第一之義に御座候。萬一其席に而判斷定り不申候はゞ不捨置吟味なし置、後會に必御演舌可有之事、是は相互に益を得候事故千要に御座候。

一右等之義に付、考證等も御座候へば、別段に御認被成候而、御出席之節御携可被下候。是を隨筆之第一と致度候、其外隨筆は兼て御見出し被成候抄錄、又は珍事萬說何によらず御記錄可被成候、紙數之多少は限無御座候。是も有益之事を第一といたし申候。

一御出席之節、いつにても御隨筆は必御携可有之候。

但無據御差支御座候而御出席無之候共、隨筆は兼而御認被成候而例日御出可被成候事。

一會日は例月十日に相定申候。若當會之御方御差支有之候はゞ、其次へ御廻し可被成候而、其翌月御勤可被成事。

一刻限は午後早々御出席有之候而、夜は定刻に御退出可有之候。及深更家内之妨に相成候義は御互に遠慮可有之事。

一御出席之御方席に御着被成候はゞ、直樣隨筆御出し可被成事。其節御自身高聲に御讀可被成事。

コレハ本ノ寸法六寸三分

日本隨筆大成内容見本

紙魚室雜記

一席上茶菓子等は隨分麁末にて不苦候事。
一及時刻候へば茶漬御出し可被成事。膳は一汁一菜に限、殊に可爲精進事。
一酒を御出し候義は御勝手次第、不出候而も少も不苦候事。
一毎月以順御勤可申事。若差支も有之候はゞ、前月之會席にて其沙汰可有之候。萬一臨時に差支有之候へは早く其旨可被申通候事。
一新に入會被致候方御座候はゝ、先會席にて諸君へ其沙汰可有之候。其節一統差支無之候趣に御座候はゝ、其次會に誘引可被致事。
一新に入會之御方は始て御出席之次は、於自宅一會可被相勤候事。
一社中之御方隨筆御覽被成度候はゞ勝手に御覽、社外之御方より懇望有之候共、堅く斷申立見せ申間敷事。
一社中之人といへども、隨筆借り出し妄に人に見せ、又は他へかし申事譯而有之間敷候。自然左樣之義相聞へ候はゞ互に申咎戒め可被申事。
一格別風雅博覽之人、或は遠方より被來候人抔、臨時に御誘引被成候義は前席之案内無之候共不苦候事。
一新に御加入之方へは毎會隨筆無怠可相出事。并何にても珍敷産物古器物、或は古書畫之類等相携見せられ候者、會中仕來に御座候義、得と其沙汰成し可被置事。
一會席は御銘々於自宅御勤可被成候。若間狹に而他席假り被成候はゞ、出席之面々孔方百穴宛御持參可有之事。
一當會御勤被成候方は、諸君入來に隨ひ着到帳面御記可被成候。且又隨筆之書付可有之事。
一先會御勤候方は帳面并會式等出席之節持參可有之、尤差支有之候而不參候共、相成可申儀に候はゞ、前日に爲持可被遣候事。

市島謙吉 様　昭和2年3月31日

拝啓愈々御清適之段奉賀候陳者御著述之書籍賣上部數ニ對スル御原稿料下記ノ通リ差出申候間御査收被成度候

書名	計算年月	賣上部數	定價	定價合計	印税割合	印税合計
賴山陽	自 15年10月 至 2年3月	800	300	240000	12	28800
春城・隨筆	自 年 月 至 〃 年 〃 月	2,700	280	756000	12	90720
	自 年 月 至 年 月			計		119520
前払金差引額	自 年 月 至 年 月					50000
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
	自 年 月 至 年 月					
合計						69520

明治廿五年三月八日（第三種郵便物認可）

東京日日新聞

號外

昭和二年四月二十一日（木曜日）

編輯兼印刷發行人 增井照義
東京市麴町區有楽町一丁目貳番地
株式會社大阪毎日新聞社東京支局
東京日日新聞發行所

廿一、二、三兩日
自發的に休業
東京組合銀行
財界對策決定

政府は財界安定のため徹底的の救濟方策を執るとに決定しその手續きに着手したがその手續きの完了するまで東京銀行組合は自發的に行員慰勞の意味を以つて廿二、廿三の兩日臨時休業することに廿一日の臨時委員會において決定し續いて臨時總會に付議し實行さるゝ筈

支拂猶豫の
緊急勅令發布
期間は三週間位
政府の應急策
臨時議會召集

政府は財界安定のためにいよ〳〵緊急勅令を制定し樞府に諮詢することゝなつたその内容は

全國の各銀行に對し支拂延期のモラトリユームを制定するもので小口拂ひ出しに一定の制限をもうけ支拂延期をなすものであるしかしてその期間はおよそ三週間位の豫定である

しかして樞府は廿二日にも緊急會議を開いて協議をする筈であるなほ政府は財界安定の今後の政策のために直に臨時議會を開くことに決定したが臨時議會を開く準備は約十五日間を要するので此の緊急勅令案は

議會は約一週間の豫
先づ諸詢するとこなつたものて
定てある

「財界安定のため 徹底的に救濟 閣議で方針を決定し 直ちに手續に著手」

午後九時四十五分政府發表

政府は廿一日午後九時四十五分左の通り發表した
政府は今朝來各方面の報告を徴し愼重考究の上財界安定のため徹底的救濟の方策を執るとに閣議において決定その手續に著手せり

曜解のムーユリトラモ もてついは者務債らないたひ拂 いしろよてじ應に求請

取引は冷靜で

明確を缺いて

十二行

十二行

▽一昔前には流麗な文字と謹こんな筆致で醜術品とさへいはれた事のある豫審調書が今では漢字制限や横文字をうんぬんする若々しい書記連中が裁判所を占領した勢威か、まるでなつてをらんといふこの傾向を慨歎した控訴院のさる者書記先生がひまを見ては最近の調書から誤字誤文を拾ひあつめてゐるナール程一つの調書に十も十五もミスがある、代表的なのをチョツピリ拝借におよぶこと

▽キネ枕部（浦草のキネマクラブの事）依信（電信）以心傳心）呑食（呑餐）動祀（動機）下流病（花柳病）水慾場（水泳場）女神（女婢）馬穴（バケツ）漏劣（陋劣）奇會（機會）女鬼け（目鬼け）不通（普通）高足（滿足）奮慨（憤慨）低腦（低能）酌姉墓行（酌婦奉公）慶庵（桂庵）柄物（得物）

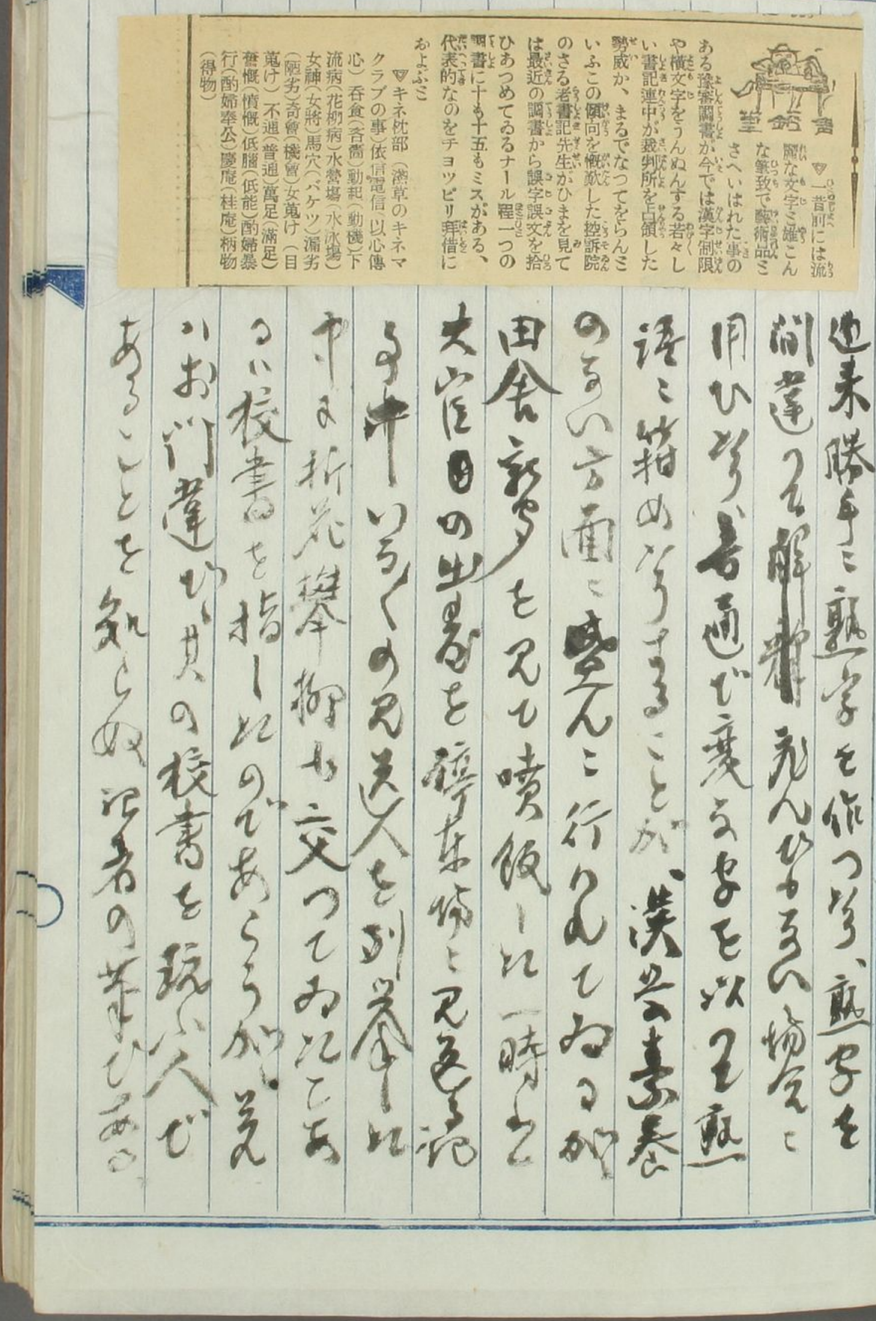

新曲

彌彦詣で

歌詞作者　山田山花
節附並に振付　市山七十能

本調子「みこし路の、越のしづめと遠近の、人こそ集へ一の宮、朱の鳥居の目もあやに、しみ立つ杉の奥深く、アレみやしろが見ゆるぞへ、下ぐる頭に高嶺の風の、吹くもかしこし朝心地。

ソレ參らんせお彌彦へ。

「願ひ叶ふてけふこゝに、御禮まゐりも二人づれ、打つやかしは手さわやかに、ぬかづく胸も嬉しさの、あふるゝ思ひ御手洗の、水にうつらふ笑ひ顔、御山登りに手に手をとつて、オッとあぶない足もとに、氣をつけ合ふも睦まじく、早頂きにつくづくと、神の惠みの尊さを、語り合はふぢやないかいな。

二上り「さて公園の樂しさよ、梅が匂へば櫻もひらく、春の風情をはじめにて、夏は涼しき瀧津瀬に、こがれて螢がヨイヤサー亂れ飛ぶ、秋は山々美くしう、紅葉が着せた唐にしき、冬は一面白妙の、雪の布團に四阿も、橋も木立もうと〳〵と、眠る眺めの面白や。

三下り「きこゆるものは溪水か、峰の嵐か鹿のねか、みなそれならで聲自慢。忍ぶこよひは御宮の杉も心きかせて月かくす

「げに此里はいや彦の、いや賑はひて神垣に、ひくしめ長くいつまでも、輝くみゐづぞ有難き。

右い山田教授の彦の為めに作詞ひる
山者の御示さんとのことを收めおく、
○山者の日新月の酒樽を傾ひ例の如く、狂歌教案
生と侍す、酒熟して妓交る内閣の更迭を話し、政
友會を罵ること甚し、妓らも政治を学くも一興也
狂歌に曰く未だ人生を未り、余が若と係る隔
葉の長後者ろうといふも其の淡さ）うとの曰く山陽
曰く鱉の泡曰く春風海苔、皆三四位粘力弱
いかと一驚を喫す、中ると就も余を尤も驚かしたるハ
陸奥、新山陽中金石山陽青蘭の孫又曰）ひと
山しらうと也、此のハ表ぬうるあるる日也。

○本年奥羽辺雪殊に深く、未だ土を見ざる所ありと
一客の新潟に来りて其の街上塵埃の揚るを見て
喜んで曰く痛快也、吾郷未だ之れを見る能はずと、
雪に飽きたる人の情思ふべし
○頃日銀座街上に女の面部殊に眼のエキスプレッション
を中心として書いた絵はがき五枚一組として売
り居るを見て一部を購ふ、絵はがきを描くにも
一杯に描きたるあり、其の眼のエキスプレッションの内に秋波
を送るもあり、恐怖もあり、沈思もあり、憂愁もあり、
一種の新趣向[illegible]まで一興を覚ふ、但し西
洋絵はがきの複刻版也

十二行

故昆田氏と その墓

一記者

◎縣下新發田出身で古河鑛業會社理事長として重きをなしてゐた昆田文次郎氏が逝したことは既記したが廿五日朝、未亡人並びに親戚は氏の遺骨を擁して歸郷し、廿六日午後から埋骨式を擧げる筈。右について會社側から古河男爵夫妻並びに同社理事その他の人々、早稲田大學から高田總長及び市島田中兩理事が來り會し、友人としては増田義一、渡邊亨氏等多數が參列することであるから、これら諸名流を一堂に集めて、定めて盛式が擧げられることであらう。

◎昆田家ではこの式に先だつて先代からの菩提寺に、新に地を相して其處を墓所と定めたのであるが墓の構造も庭の一部として其風致を添るやうに工夫された。墓石は自然石で未亡人が亡き後も茲處に埋めるといふ意味から、表面には「昆田文次郎夫妻之墓」とあり裏面には夫婦の法名、其下に碑文が刻される筈である。

◎それから夜燈が早大から一對、古河鑛業會社から一對、墓前を飾つてゐるほかに、一方には之も早大からの寄進で自然石の大なる水鉢を置き、それに間斷なく水道から清冽な水が注ぐといふ仕掛になつてゐる。

◎碑文は市島春城氏の撰で左の如く刻される筈である。

昆田文次郎君墓表

君諱文彦、通稱文次郎、昆田氏考曰左一郎、妣富田氏、越後新發田人、弱冠東遊、入東京專門學校修法學、乃今早稲田大學也學成、中辯護士試、爲先輩岡山兼吉所知、勾當其法律事務有年後以其薦入古河鑛業會社、輔佐社長、拮据勵精、三十年如一日遂進理事長、人咸信賴、昭和二年一月廿一日歿距生文久二年九月二十八日、享年六十有六、事聞　特旨敍從五位會社以社葬禮葬之、後歸葬於新發田君天資剛毅而誠信、接人溫謙處事詳愼、能釋難解紛、而不自居功、率身儉素、以周人窮成人美爲樂後進賴以身者頗多、而未嘗見德色、又夙賛畫早稲田大學事業、其功亦多云、一配和田氏有賢婦稱、生一女、夭、養姪強平爲嗣

昭和二年四月　友人　市島謙吉撰

◎右の刻字は今度の式に間に合はぬので式後刻されることであらうなほ故人の法名は「尙絅院」といふのであるが、これは「衣錦尙絅」といふ詩經の中から採つた語で、卽ち「錦を衣てコウを加ふ」と訓じ、錦衣は却つて快くおもはず、上から薄紗をかぶせてその美を衒はぬといふところが、昆田氏の人物性格を現はして遺憾ないので特この語を撰んだと聞く。

◎又その刻された文字は、碑表の夫妻の墓云々の字から一切市島氏が擔任して凡て古法帖から採つたといふ。卽ち表面の字は、歐陽詢の墨蹟を擴大したもの。早大からの夜燈の銘は「顯赫昭耀」とあつてこの語は「無量壽經」から採り來り文字は宗全の禮器碑から移した隷書であるさうな。

◎次に法名は歐陽通の楷書から集めたものであるといふが水鉢には完白に倣つた篆書で「澄清」の二字が刻されてあるといふ。因に二十六日は埋骨式後、夜は新發田附近有志者が高田古河兩氏其他の一行を招待し北辰館で宴を開き、その翌二十七日は一同加治川に觀櫻の淸遊を試み、終つて昆田家から來越した前記一行を饗應することになつてゐる。

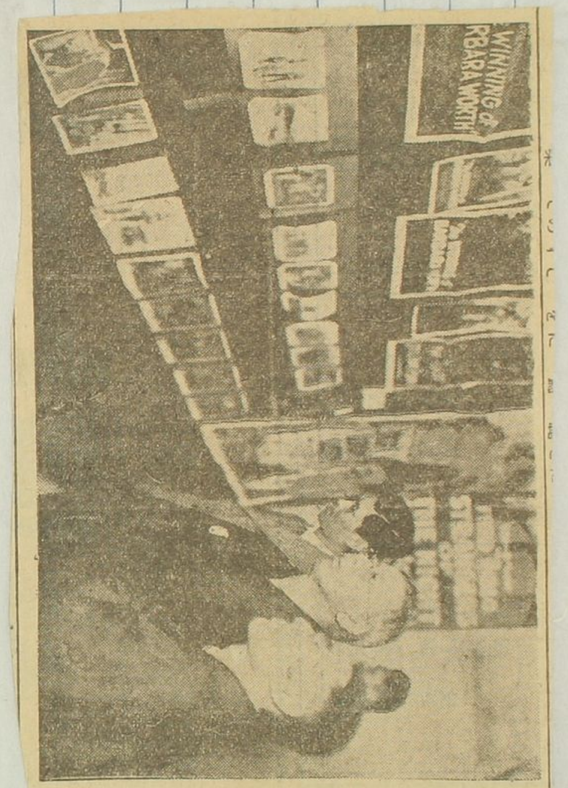

◇展覽會一四日目

市鳴春城氏參觀（中央）

十二行

○新著同の研究、高著法言（考物）訪ひ考る種々の書書、同色を拾ひ集りて示す、

良寛　長歌　大巻物

冊絵本　伊勢物語　二冊　版本元禄頃の刊

村上活版　史記

こん村上藩に活版に関したるもの

寛政の上版　服部元寛の序

あり、北八南部の商と知へ来

村上に北活字本あるの余の未だ知らざる所

○左傳も活字本ある公云と

飛鳥の往来物　七冊

こん皆弥家海の手ちこ彩淵を溝ル巻
の祇苗ゆうも居本を此ちます皆沢ヒの丁
金尾の山路と係る高廣清流の手
本の上路さえなるものかるまいとしの
古往雲蘆花
成唯謝論
春日路と思ひきこのや

○新潟の友人加治川堤の桜花の美を説く嘗て
余歌集く信ぜず偶ゝ昨日の親族と招かれ本田行
て見さ花の盛りを可ろうい閘門の辺又あるを
真野と向うも自動車を飛ばす漸やく堤上に

十二行

達する小淵田清花、殊に美観
右岸も左岸も上流も下流も満開花ます
ます所堤の列る所花ろうるを所
長堤雲霞流れ流れと映して美観
ろう、飯豊連山遥霞屏風の如く列ろう皆白を
戴いたの皆日京ハ一種の音の日京を現しこの
景の多き花瓶の獨ん多京を得べく月花
こ堤上を散策せば、雪月花の三を同時に見る
を得べし、月花は何の京ぞ見るを得るの景ぞ、雪を伴も見るい
自然後に於ての多見を花を得るの景ぞ、其等の自
動車も乗ろう花下を歩ゆ一町餘ろうも行く
ここの閘門あり道は折れて眼界新たなり

大段落

接拂

りてこれを埋めて、[illegible]
北[illegible]橋の[illegible]の果てしなくあり、河門の橋を出づ
れば一丘を上れば加茂川の瀬替の碑あり、吾人は之に
停立し、北神を淡人び感慨こ堪へざるものあり、此の
瀬替工事は吾縣の大事業の一にして工費実に九
十餘萬円を費す、河門の一方に川の全幅にてなる
十の瀬あり、下流に行くに従ひ高く、上流の形を養し
[illegible]止す、此瀬斯くせざれば上流の用形を欠き
を生ずる虞あり、此の[illegible]を此に[illegible]四十萬円を費
し[illegible]ることあり、[illegible]トを以て堅固なる地盤
を造りなる因の、瀬替と異論を唱へる者を調和
すること此[illegible]大切なる関係あり、此瀬より下流一

十二行

加治川保勝會區域圖

縮尺　五万分之一

(一)櫻樹　[illegible]年植樹　外[illegible]年間　千本補植

(二)右岸延長　六千(百七十七間)
左岸延長　(八千二百間)
合計　壱万五千八十四間(六里廿五町三十四間)

(三)櫻樹看守員　九人

里程[illegible]沒中ノ濱ニ達するの所路ハ新々開鑿したるも也、其北の事業に關する関係あり、吾ハ三代の縣令ニ瀕替の必要を説き、一方富家系と伝説（伊右衛門）をもして巨費を投じしめ、瀕替の測量設計をなす等努力実年に日ヲ、志のごとくなる事多し、而して北の事業復し、終に起工するを起すに至る、而して北の事業を目睹するハ今回を以て嚆矢とす、往年を追懷し九感多き能はざる也、一行中上ヶ田村に到る、十四寺去る十四の赤沼の村に、余為人と就き行て饗す、終に一行と共に一喜一命も飲む、新蕎麦も四五の校也未り酒を出すに、亦旅中の一快とす。

りうを）接拶をこゝに堤のを埋めて、不[illegible]

○芝田の長徳寺に張部宮兵衛の碑あり一行と共に行て見る。碑は安兵衛手裁と傳ふる老松の下に建てらる、近年此寺に本堂を建設し僧侶を置き、此人余が相識の人也、関根とつる名の失念し居り、相南の産にあり、東本願寺に時を定めて出張講演をなすと聞く、余住職なる旨を法主白洲天皇の行在所に見る、此の行在所は白勢成邸新宅に於ける別荘の座敷なり二間つゝき二階もあり、白勢長衛の書附こゝに此者に移し居るこゝ室廣から さん(?)(構造)流石に特白勢の豪奢の高年を想いしむ、當時芝山門が宮の附しなる赤穂義士の木像あり、赤穂義士の毒殺

寺にあるしるものも、いつ頃の心か相座に古来あり製作貿朴古拙を以つて趣深まれ或は禄頃のものなるも知れず、人形芝居の人形を驚想せしむるものあり、泉岳寺の像に比すれば寧ろ古拙の雅に興を覚ゆ。

○芝田に滞在の日数人も稀なる程の雨を降す来る。加茂川の櫻樹を四輪切りにし植木鉢に成し一つ、豊原国周の画しる新作名妓の錦絵六枚、此年間者の芸妓のうちの名を借り受けて一ことあるべき筈なれども同しきものを賜らる、表紙に表淩女浪主田とあり、男達慈善名妓一刀を佩び指に八ありの階廊を印する編輯

今を賛す、今得難かるべきもの、他に人形芝居のちらし一枚奉書二ツ折すべき一面まん可笑面春扇の彩色入の面あり、一面まん中人形つゝみの名六名を掲げ、後各地の義人の名を百数名く會主はい野浮馬一とあり表卿図に関するちらし、丈れ自の図一味あり、尚また（俳諧のちらし、前部と用紙の面あり、ちらしのもの人るもの、俳諧を吟ずるもの、二十名の俗世を詠ずる種々の物を芸らん受けた比内を自製の桐下駄や陶器等あり、北内氏を笑へしめるは醤油を客人に一器とす、善き北器は極めて形のかるゝものなり、殆んど名は醤油三合位を容れ得

十二行

るゝ也、森井中の山中屋：用ゆる醤油つぼ也、元来大人の物まるも用ゆべきうと一笑す

○長家海運事業に於て四方に名あり、各港名に姓を称するハ家名なり、以て余が家なり、其の成功
時千石船四十艘を要し、海船一年商ふ所の運賃概ね千万四十艘を要し四番目西の奴入なりしとて人べ[illegible]一年[illegible]
不幸つゝき二十七艘を失ふと云ふ[illegible]
家運傾くと、北海地方に於ても、
白鳥社と船を西しなる歌掛はあるべし
南年と語るべきなり也
○新潟と長井雲城の姓と帝る人あり余を訪ひ来
ると幸に雲城の事を訪ひ世に伝ふ所と異な
る所あり、雲城ハ沉密の一豆腐屋の子と云ひて

十二行

人名録ハ現在雲城の血統を引くものなり北海道
業を為すもの多く附会し名を雲城
の生れし家ハ左の如し勿論人名の家とあるべし 四方ハ
北海原郡新川村石井といふ名の家なり
よし、雲城ハ天性西を[illegible]家に於ハ良
業を修めしめんとし[illegible]、[illegible]ハ[illegible]
時も先つ書家海運[illegible]
[illegible]家に身を[illegible]
[illegible]雲城[illegible]
余の新潟と[illegible]雲城の三番目の[illegible]と雲城の二
番目の弟ハ北海道に[illegible]姓を[illegible]とせし

ゑへ戸義の書画ひとりと終に元を姓とす
とか、山水を主として指を雪堀の画集を版す
る人ありて二巻の巨冊也、これに新しく如めて七人
の物画を入れ、書版も三四枚のあり、王鐸
をとる仙湖一なるかこれ風韻あり趙
士海と倣らひし思しき階書の画模も
り、こうく能業也、書道をまた得る仮価
あることを初めて知り得る。もの画を由者
の日就族を塚に有りしの織谷の人ありと
号して其家に有りし画をかくしたりと語ひし
る時、雪堀先生と面会せしも織谷に小君のぬき
つ入りと叱しとる為め恥とならるもの事

十二行

事あり、なり其人に和書の手版あるし小雪堀
後に悔ひ有りを追ひ出せと終に不成なりしと
か、画集に収めある蘭に織谷の業意あるく
と見へる、画に多人位物と成するとみく大部分
い位物人の本意也

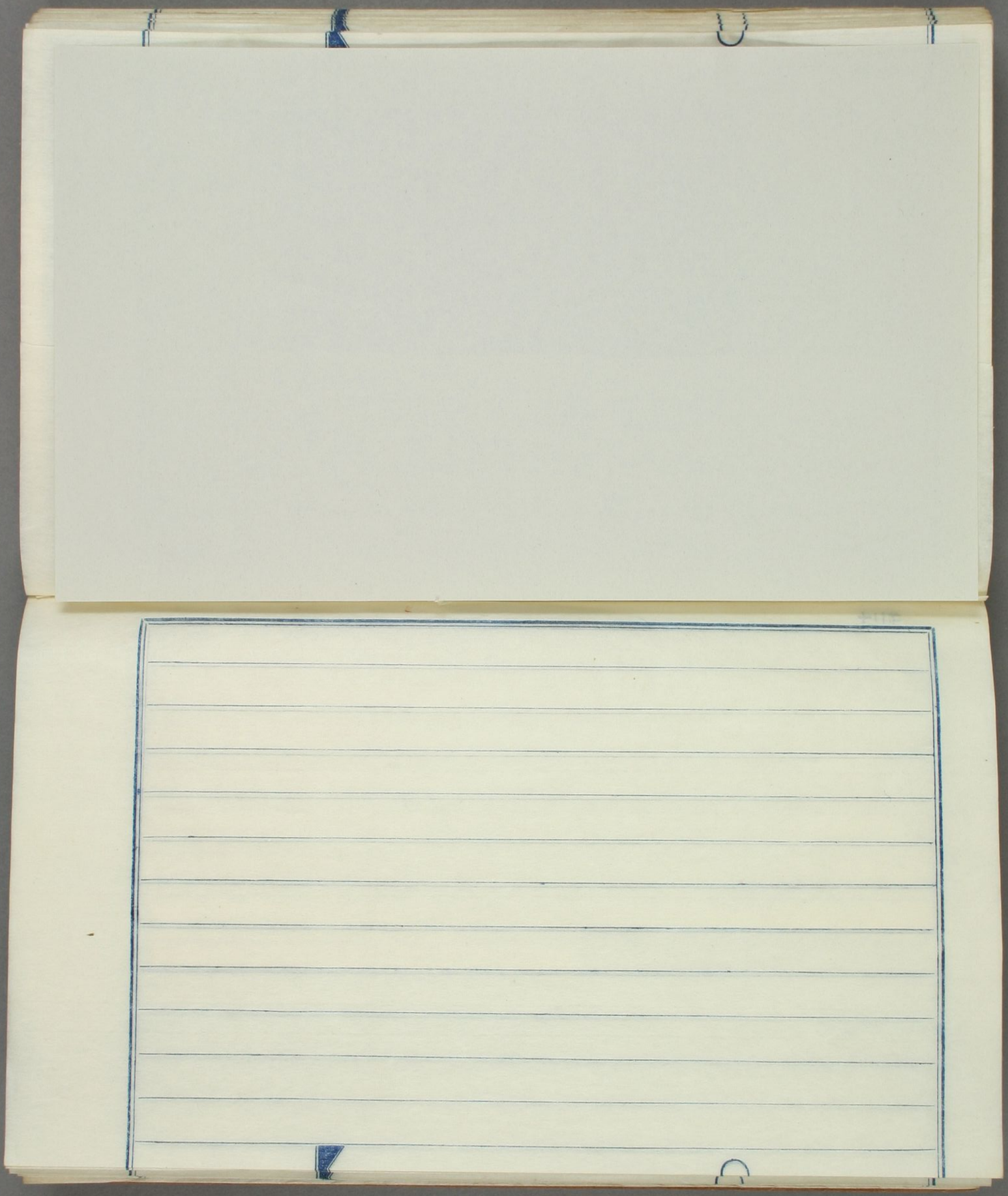

支那陝西省西安府碑林

達摩出祖元像信
手拈来俳上畢俳
非墨非我逢人罵
面僧ゝ
己巳仲冬鳳翔寫

蘆葉江上客
西来東渡人
大意人人有
空走徒勞心
直指人心
己巳仲冬鳳翔寫

十五世紀時代の本屋と印刷所

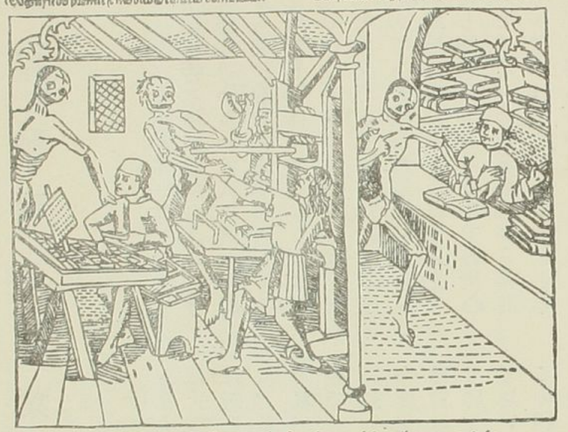

版ンオリ年九九四一

『踊舞の死』著ンヤシルマ・オギの木版挿畫

FEIQE-
MONOGATARI.
Quan daiichi.

DAI ICHI. FEIQE NO XENZO NO qiozza, mata Tadamori no yve no fumareto, Qi yomori no yuei yeigua no coto.

MONOGATARI NO NINIV.

VMANOIO. QIICHIQENGVEO.

VMannò. Qiqucômobô, Feiqe no yuraiga qi qicai fôdoni, ara ara tiacu xite vo catari are. QIICHI. Yuiui coto de gozaru: vôcata ca'ai mata xôza. Mazzu Feiqemonogatari no ca-qi Fajime nisa, vogori no qiuame, fito uomo fito to vomoumanu yô naru koto ga yagate forobiza to yô xô,equi ni, Taiô, Nippon ni voite vogori no qiu-meta firobiro no fateta yôdai no catçu môxite cara, fate Rokuhara no chindô Saqi no Danjô dai-jin Qiyomori cô to môxita fito no guiôgui no fu-fûna coto ga noxeta mono de gozaru. Sate sono Qiyomori no xenzo ga Quanmu tenvô cudai no

十二行

十二行

書畫骨董雜誌 第二百二十五號 昭和二年三月一日發行

若冲に就いて

今泉雄作

若冲は若狭屋忠兵衛といひ京都禁裡の青物御用達を渡世とした。性來繪畫を愛好し巧みに畫いたが、伏見佛國寺の和尚に參禪して相當禪の造詣もあつた。老後禁裡の御用達を子に譲つて隱居し、以來畫三昧の生活に入るに至つたのであるが、そのやり方が變つて居る。彼は伏見街道に床店風のものを設けて、そこへ畫を搖ら下げ、それへ一升とか五合とか、或ひは一合とかの札を附し、一升繪が欲しいものは米一升を傍らの瓶へ入れて持つて行くといふように、米と取り換へて買いだのである。天明寛政頃の悠安な世相と質朴な人情とが窺はれて面白いことではないか。彼の斯うした行爲が、禪機からの超脱な心境から由來したものであることは云ふまでもない。傳記に就いては詳細の著述もあることであるから省略して、こゝではその藝術に就いて一言してみやうと思ふ。

一體、彼の繪畫の特長は何處から來て居るかといふに、それは宗達光琳邊りから出て居るのである。云ふまでもなく繪には柔い繪と堅い繪とがある。これを宗達光琳の繪に見るに、兩者は共に柔い繪で筆の自在を見せやうとした人である。けれども宗達には堅い繪もあるが、光琳には殆んどないと云つて宜い。宗達は狩野の筆意を充分に會得してゐたゞけあつて堅柔共に可ならざるはなかつた、そして古土佐の持つ柔か味を狩野へ移してそこに一新機軸を出したのである。ところが光琳は何處までも堅い所を去り、專ら柔か味の發揮に工夫を重ねて、そこに光琳風なる一畫境を打開するに至つたのである。斯の極彩色の中へ金泥を入れる、所謂垂し込みの法の如き、宗達が創意したものではあるが、斯ることを集大成したのは光琳なのである。ところが、此間の消息を解してゐた若冲は、斯うした柔い繪を堅い線で描き、そしてそれへ極彩色を施したらどんなものであらう、そこに一種嶄新の面

白いものが出來はしなからうか。それには眞物に依らねばならぬと、寫實に重きを置き、花卉魚介鳥獸等全て寫生を基礎として、そこに一新境地の開拓に努力したのである。そして非凡の筆技からしてある程度まで目的を到達したのである。

けれども、元來繪畫といふものは趣きがなければならぬ、全て東洋畫といふものは此趣きといふものを取り去つては、そこに存在の意義も價値もあるものではない。眞物を眞物の儘に描く寫實と云つても、それが單なる寫實に終つてゐるのでは繪にはならぬ。例へば花を描くにしても、花そのものに囚はれず、眞物の通りではなくとも花に見へれば宜い、花そのものゝ感じを與へれば宜い、東洋畫の精神はこゝに存するのである。そしてそれは筆の自在に依らねばならぬ、筆の自在といふことは柔か味に依らねば不可能なのである。ところで若冲のそれに戻るが、柔い繪を堅くし、そして寫實を基礎として極彩色を施したらといふ、斯うした若冲の考へは決して惡いものではない、否、宜しい。が、斯うしたことに依つて眞物を見るやうな感じを與へ、且つなほ畫的效果をも齎らさんとするが如き企圖は、實は殆んど不可能に近いことゝ云はなければならぬのである。一言を以てすれば圖案模樣と云ふやうなものに墮さゞるを得ないのである。求めて到らざるこゝに彼の畫の缺點と短所が在るのである。筆技が秀れ、忠實に寫生を試み、また色彩に多大の造詣を有した彼なればこそ、あすこまで成功したのであるが、若しそれが凡庸の手腕の人がやつたらどうであらう、それは殆んど物にはならず見られたものではない。彼が一新機軸を創出しやうとした果敢の壯圖と鋭意の努力とは、何處までもこれを多とし稱揚せねばならぬが、鶴や鷄を描いた水墨の草畫の如きは措くとするも、精密の彩畫に接する際は、此間の消息を解して鑑賞せねばなるまいと思ふ。

それにしても、序でだから話すが、帝展院展を通じて現今の人が新機軸を創出しやうと焦慮し努力して居るのには敬意も表し感心もするが、不遜の言か知らぬも十中の八九までは、眞を畫かんとして趣きを現はすといふことを忘却してゐる。中には氣づいてゐる人もあるやうだがなほ未しである。これでは繪にはならぬ、こゝに大きな破綻が在るのである。繰り返すやうだが、東洋畫の妙所は何處までも趣きにある、趣きの表現にある、言葉を換へれば寫意とも云ひ得やう。西洋畫でもいゝ繪になると此弊が少い。美術といふものは、何處までも天然の缺點を補ふといふ見識抱負の下に試みなければならぬ。天然は必ずしも完全無缺の形を現はすものではない、幾多の缺點がある。その缺點短所を補つて吾々の心に美感を催さしめる所に、美術家そのものゝ重大な使命が存するのである。

改めて云ふまでもなく、西洋畫は主として宗教的感念から由來して居るもので、造物主程完全なものはない。その造物主が創造した天然である、不完全であるべき筈はない。故に繪畫も亦その通りに、謂はゞ自然の儘に描かなければならぬといふのであるが、これが抑も大なる間違ひなのである。ところで、同じ間違ひにしても、天然のものをその儘に見ればさう惡くはない。が、繪になるといけぬ。何が故であるかと

第百五十四圖　塗金棺（山東省ヨリ發掘セル最新出土品）

閲覧室
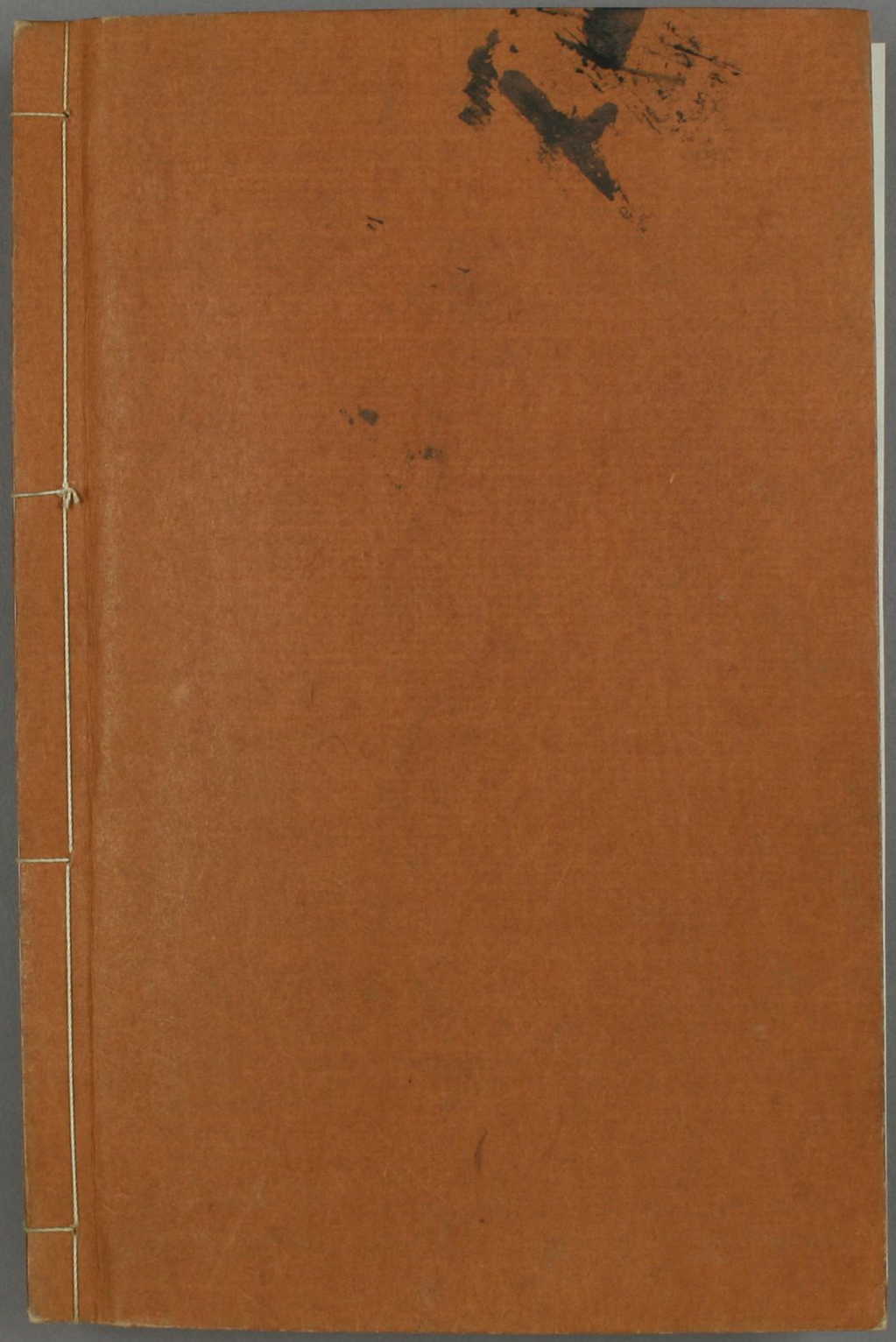
十二行